

壇の越遺跡 早風遺跡 ほか

壇の越遺跡・早風遺跡ほか

平成二十一年三月

平成21年3月

宮城県教育委員会

壇の越遺跡
早風遺跡 ほか

序 文

ゆとりと豊かさを目指すことが重要になってきたなかで、地域住民の間では身近な地域の個性豊かな風土や歴史的な文化財の保存・活用の取り組みへの気運が高まっています。

しかし、一方では道路建設や宅地造成など都市化の波が地方にも押し寄せ、高規格道路の建設や大規模な工業団地造成などの各種開発事業も年を追うごとに増加しており、文化財は年々破壊され、消滅の危機にさらされることが多くなってきています。なかでも土地との結びつきの強い埋蔵文化財は、各種の開発により常に破壊される恐れがあることから、当教育委員会では開発部局等に遺跡の所在を周知徹底するとともに、開発との関わりが生じた場合には貴重な文化財を積極的に保護することに努めてきております。

本書は、開発関係機関などと十分な協議・調整を重ねたうえで調査することとなったもののうち、平成20年度に当教育委員会が国庫補助金を得て、学術的に重要な遺跡について行った発掘調査および分布調査の成果と、開発工事に先立って確認調査を実施した遺跡の成果を収録したものです。こうした成果が広く県民の皆様や各地の研究者に活用され、地域の歴史解明の一助になれば幸いです。

最後になりましたが、遺跡の保存に理解を示され、発掘調査に際しては多大なるご協力をいただいた関係機関の方々、さらに実際の調査にあたられた皆様に対し、厚く御礼申し上げる次第です。

平成21年3月

宮城県教育委員会

教育長 小林伸一

例 言

1. 本書は、宮城県が平成20年度の国庫補助金を得て、宮城県教育庁文化財保護課が担当した重要遺跡の確認や公共事業等に係わる発掘調査報告書である。
2. 各遺跡の発掘調査から調査報告書に至る一連の作業は、遺跡の重要性から保存を前提とし、遺跡の性格や構成を把握することを目的として文化財保護課が行ったほか、調査原因となった開発行為に関わる機関の依頼を受けて文化財保護課が行ったものである。
3. 各遺跡の保存協議や発掘調査に当たっては、開発関係部局や地元教育委員会から多大な協力をいたいた。
4. 各遺跡の位置図は、国土交通省国土地理院発行の1/25,000の地形図を複製して使用した。
5. 各遺跡の測量原点の座標値は、世界測地系に基づく平面直角座標第X系による。
6. 本書で使用した遺構略号は以下の通りである。
SA：堀跡・柱列跡 SB：掘立柱建物跡 SD：堀跡・溝跡 SE：井戸跡 SF：土壙跡
SK：土壤 SX：道路跡、その他の遺構
7. 土色の記述にあたっては、「新版 標準土色帖 1994年版」（小山・竹原 1994）を用いている。
8. 墳の越遺跡・早風遺跡の報告で使用した図版1-1の空中写真は、「国土画像情報（オルソ化空中写真）国土交通省」を一部加工して転載したものである。
9. 羽場遺跡の図版7は、「大塚森古墳周辺の地形」（竹谷 2008、『東北学院大学論集 歴史と文化』第43号所収）の第23図「大塚森古墳周辺の地形区分図」を一部加工して転載した。
10. 本書は、調査を担当した各調査員の協議を経て下記のものが執筆・編集した。

平成20年度発掘調査の概要 須田 良平
塚の越遺跡・早風遺跡 小野 章太郎
羽場遺跡 村田 晃一
青塚城跡 初鹿野 博之

11. 本遺跡の調査成果については、現地説明会や文化財保護課ホームページなどでその内容の一部を公表しているが、これらと本書の内容が異なる場合には、本書がこれらに優先する。
12. 発掘調査の記録や出土遺物は、宮城県教育委員会が保管している。

目 次

平成20年度発掘調査の概要	
塚の越遺跡・早風遺跡.....	1
羽場遺跡.....	27
青塚城跡.....	37
報告書抄録	

平成20年度発掘調査の概要

平成20年度の県内遺跡緊急調査費の国庫補助金（総事業費2,000千円、補助率1/2）による調査は、加美町壇の越遺跡、早風遺跡、羽場遺跡ほかについて行った。以下に本報告掲載遺跡の概要を示す。

壇の越遺跡は、古代陸奥国賀美郡家跡として国史跡に指定された東山官衙遺跡の南に広がる。東西約1.1km、南北0.8km以上の範囲に確認された方格地割は、国府より下位の官衙に付設されたものとして全国的に貴重である。一昨年度のは場整備関連の調査によって、東山官衙遺跡の南に隣接する平坦地に材木塀と大溝による区画（南郭）が確認され、これと南北大路との交点には八脚門も検出された。今年度は南郭の南西隅とその西側で南2道路跡を確認した。その結果、南郭大溝は東西長約215mであることが確定し、東山官衙遺跡が立地する台地までの南北長が約216mと推定された。また、南2道路は南郭正面とその西側では幅が異なり、前者が大路並みで後者は一般的な道路（小路）と近似することが明らかとなった。さらに、こうした南2道路の状況は方格地割の変遷全体を通して変わらないことから、南郭の成立が8世紀中葉の地割Ⅰ期に遡ると考えられた。

早風遺跡は、東山官衙遺跡の北～東側丘陵上に位置し、踏査により土壘状の高まりや堀状のくぼみが分布することを確認していた。これまでの発掘調査により、これらは東山官衙遺跡の周囲を巡る外郭区画施設であることが明らかとなっている。今年度は、東辺を確定することを目的に、昨年度のボーリング調査により古代の溝の存在が推定された6地点の発掘調査を実施した。その結果、丘陵東縁で2条の堀跡を検出し、土壘の存在も推定された。これまでの調査結果から想定すると、この付近の区画施設は「2条の土壘・2条の堀」という組み合わせが考えられる。東辺の位置を確定したことにより、8世紀後葉頃につくられた東山官衙遺跡・壇の越遺跡・早風遺跡を取り囲む大規模な外郭区画施設の範囲が、東西1.2km、南北1.4km以上となることが判明した。

羽場遺跡は、古代の城柵跡である国史跡城生柵跡の北～西に広がる東西約1.5km、南北1.0kmの広大な遺跡である。これまでの踏査により土壘状の高まりや堀状のくぼみを確認しており、城生柵跡との関連性が想定されていた。今回、ボーリング調査及び踏査を実施し、北辺と西辺は古代に築かれたものであり、その長さは、北辺で800m以上、西辺は550mあることが明らかとなった。これらは城生柵跡を囲む施設であり、西の東山官衙遺跡と同じような状況を呈することから、大崎平野北縁に立地する城柵の実態解明に向けて新たな成果をあげることができた。

青塚城跡は、大崎市古川の市街地に位置する中世の城跡である。学校校舎改築事業に先立ち、建設候補地において確認調査を実施した。現況は平坦で、校舎やグランド、住宅地となっており、城の実

態については全く把握できない状況であった。調査の結果、幅5mを越える溝跡がいくつか検出され、過去の調査成果も含めると、城を囲む堀跡と推定された。また、堀の配置は明治時代の地籍図に描かれた水田の範囲とほぼ一致しており、地籍図に城の柵張りが反映されていることが明らかになった。それから判断すると、新校舎の計画地である現グランド及び現校舎部分は城の中心部に当たると考えられ、これらの結果をもとに関係部局と協議した結果、校舎は城とは離れた位置に建設されることとなった。

この他、国営みちのく湖畔公園造成に伴う川崎町藤折遺跡や下水道整備事業に伴う塩竈市野々島平和田園遺跡の確認調査を実施したが、遺構・遺物は検出されなかった。

宮城県全図



だん の こし 越 遺 跡
はや かぜ 早 風 遺 跡

調査要項

遺跡名：壇の越遺跡（宮城県遺跡地名表登載番号：30039 遺跡記号：P N）

早風遺跡（宮城県遺跡地名表登載番号：30036 遺跡記号：F O）

所在地：宮城県加美郡加美町鳥島、鳥屋ヶ崎地内

調査原因：重要遺跡確認

調査主体：宮城県教育委員会

調査担当：宮城県教育庁文化財保護課

　　山田晃弘 須田良平 西村 力

　　村田晃一 小野章太郎

調査期間：平成20年5月12日～6月19日

調査面積：壇の越遺跡 214m² (114区：48m² 115区：135m² 116区：31m²) 早風遺跡 14m²

調査協力：宮城県多賀城跡調査研究所 東北歴史博物館 加美町教育委員会

　　工藤雅樹 齋藤 篤 佐川正敏

　　渋谷太造 後藤佐市 渋谷秀雄 渋谷まさし 渋谷一郎 内海百合子 内海光悦

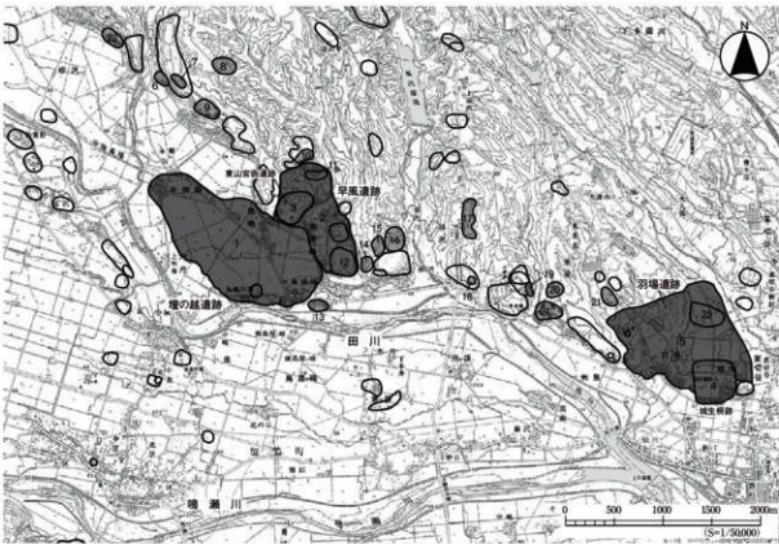
　　千葉 覚 伊藤冬雄（敬称略）

第Ⅰ章 遺跡の概要と歴史的環境

1. 遺跡の概要

壇の越遺跡・早風遺跡は、宮城県加美郡加美町鳥鳩、鳥屋ヶ崎ほかに所在する。大崎平野の西端に位置し、奥羽山脈から分岐して南東に延びる標高70~90mほどの丘陵上に早風遺跡が、この丘陵の南を東流する鳴瀬川支流の田川によって形成された河岸段丘上に壇の越遺跡が立地する。これらの遺跡は古代陸奥国賀美郡家跡と推定される「国史跡 東山官衙遺跡」に隣接し、前者はその北~東側、後者は南側に広がっている（第1図）。

東山官衙遺跡は、壇の越遺跡の北に位置する丘陵末端、標高約80mの台地上に立地しており、昭和61年度から平成9年度まで宮城県多賀城跡調査研究所（1~7次）と旧宮崎町教育委員会（8~12次）による発掘調査が実施された。その結果、1) 台地縁辺の東西300m、南北250mの範囲を築地塀で区



No.	道跡名	立地	種別	時代	No.	道跡名	立地	種別	時代
1	壇の越遺跡	丘陵	集落・祭祀場	興文帝~後、古墳・奈良・平安・奈良	13	足門堂遺跡	段丘	散布地	純文中・施、古代
2	早風遺跡	丘陵	集落・官衙	興文帝・晚、古墳・奈良・平安	14	櫛打れ山遺跡	丘陵斜面	散布地	純文前・中・古代
3	国史跡 東山官衙遺跡	丘陵裏	官衙・城郭	古墳時代・奈良・平安・中世	15	上の原下遺跡	丘陵斜面	散布地	純早~施、施生・古墳・奈良・平安
4	国史跡 城生橋跡	丘陵	官衙・集落・城郭	興文帝・晚、奈良・平安・中世	16	城子上の道遺跡	丘陵斜面	散布地	純文晚・奈生・古墳・古代
5	羽場遺跡	丘陵	集落・官衙	興文早~施、施生・古墳・奈良・平安	17	足見尾敷遺跡	丘陵斜面	散布地	純文中・施、施生・古墳・奈良・平安
6	長丸水遺跡	丘陵	散布地	古代	18	地藏船遺跡	丘陵麓	散布地	純文早・前、施生・古代
7	上船遺跡	丘陵	散布地	興文前・中・施、古代	19	糸割船山東穴墓群	丘陵斜面	横穴墓	古墳後・古代
8	長松寺遺跡	丘陵	散布地	興文前・施、奈生・古墳・奈良・平安	20	古見敷遺跡	丘陵斜面	散布地	純文前・中・晚、施生・古代
9	天王山遺跡	丘陵	散布地	興文早~前・施、奈生・古墳?・古代	21	二吉平遺跡	丘陵	散布地	純文早~中・施、奈生・古墳?・古代
10	古船遺跡	丘陵	散布地	興文・奈良・平安	22	鶴見遺跡	丘陵麓	散布地	古代
11	島谷ヶ森遺跡	丘陵	散布地	純文・古代	23	青砂ヘッギ坂古墳群	丘陵	円墳・散布地	古墳後・古代
12	上の山遺跡	丘陵斜面	散布地	古墳・奈良	24	田川八幡前跡	丘陵	城郭	中世

第1図 壇の越遺跡・早風遺跡と周辺の遺跡

画し、台地南部を東西に二分する谷の入り口に当たる南辺中央には南門（八脚門）が設けられたこと、2)内部は、谷の北延長線上に位置する幅3m、深さ1.4mの南北大溝により東西に二分されたこと、3)大溝の東側は政府のほか、館院や厨院などが置かれ、政府は東西57m、南北52mの規模で、8世紀後半以降およそ3度の変遷が認められること、4)大溝の西側は倉庫院で、南半には倉庫群、北半には管理施設とみられる建物群があり、火災を受けた礎石倉庫からは多量の炭化米などが出土したこと、5)「館上」、「上厨」、「厨」といった官衙の施設名が記された墨書き土器が出土したこと、6)8世紀中葉に創建され10世紀前葉まで存続したこと、などが判明した（第2図、宮城県多賀城跡調査研究所）

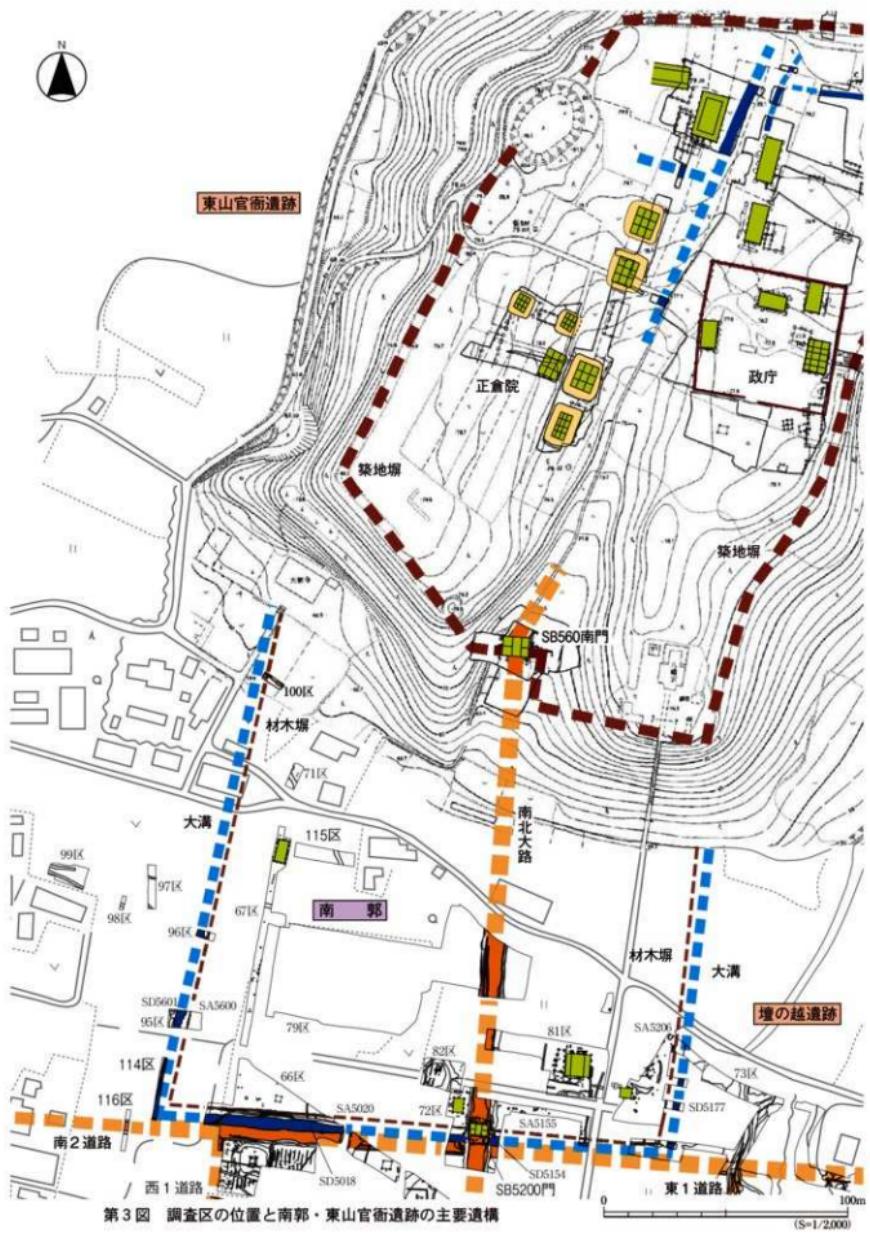


1993、宮崎町教育委員会 1998など)。これらの結果により、遺跡が古代陸奥国賀美郡家跡と推定され、加えて遺跡の規模が明瞭で、遺構の保存状況が良好なことから、平成11年には国史跡に指定された。

壇の越遺跡は、東山官衙遺跡の南、比高差約20mの河岸段丘上にあり、遺跡内の段丘面は比高差2mほどの北東側の上位段丘と南西側の下位段丘に大きく分けられる。県営は場整備事業や県道改良工事などに伴う発掘調査が平成8年度から毎年継続的に行われており、これまでの調査で、1) 東山官衙遺跡の外郭南門から南に延びる南北大路とそれに直交する東西大路(南5道路)を基準とし、交差点中心間を1町とした、地方官衙として類例が少ない方格地割が施工されたこと、2) 方格地割で施工された道路のうち、南北大路、東西大路、南2道路は他の道路よりも幅が広いことなどから地割のなかでも基幹的な役割を果たしたこと、3) 方格地割は陸奥国府多賀城外より古い8世紀中葉に成立し、東山官衙創建と一緒に施工されたこと、4) 変遷は3時期(Ⅰ期:8世紀中葉から後半、Ⅱa期:8世紀後葉から9世紀中頃、Ⅱb期:9世紀後半から10世紀前葉)あり、なかでもⅡa期には、上位段丘の縁辺部に沿って築地塀や材木塀、門、櫓で構成される大規模な区画施設がつくられ、東山官衙遺跡を大きく取り囲むとともに街区を塀内部に取り込むこと、5) 10世紀前葉頃の東山官衙の廃絶とともに新たな居住施設はつくられなくなり、道路も維持されなくなったこと、などの成果が得られた(第2図、宮城県教育委員会 2008、加美町教育委員会 2008a・bなど)。

また、近年の調査で、東山官衙遺跡南正面の南2道路北側に材木塀と幅約3mの大溝で構成される区画施設が存在することが明らかとなった(南郭、第3図、加美町教育委員会 2008b、宮城県教育委員会 2008)。Ⅱa期に設置され、その規模は南辺約201m、東辺約145m、西辺約228mである。材木塀は地上高3m前後と推定され、その外側約2~3mの位置に大溝が設けられる。材木塀と南北大路との交点には城櫓や官衙の正門として採用されることの多い八脚門が設けられ、門の内側には門番詰所とみられる小型建物が伴う。内部は南北大路以外の道路がつくられず、建物などの施設は少なく散在する状況で、方格地割が施工された街区とは異なる空間となっている。この南郭は9世紀前半代まで存続したと考えられている。

早風遺跡は、東山官衙遺跡周辺の北~東側丘陵上に位置し、地元の研究者である板垣剛夫氏の綿密な踏査によって通称「女貝堀」といわれる空堀状遺構と土塁が存在することが確認されていた(板垣 1973)。平成15年度に宮城県教育委員会と加美町教育委員会はこの丘陵上の踏査を行い、14地点において“土塁状の高まり”や“堀状のくぼみ”を確認した(宮城県教育委員会 2004)。平成17年度にはこれらを対象とした発掘調査を実施し、東山官衙遺跡の周囲を巡る外郭区画施設であることが判明した(宮城県教育委員会 2006)。この調査結果を受けて、周辺の地形などを考慮してすでに周知されていた早風遺跡の範囲を大きく拡大することになった(第1図)。この区画施設を対象とした発掘調査は平成18年にも行われ、これらの調査の結果、1) 東山官衙遺跡の北~東側丘陵上を巡る外郭区画施設は土塁と堀で構成され、総長1.2km以上になること、2) 丘陵の尾根や斜面を横断する場合には「2条の土塁・1条の堀」、片側が急斜面である丘陵縁辺に沿う場合には「1条の土塁・1条の堀」という組み合わせになるように、地形によってその構成を変えていること、3) 外郭区画施設の内部は、土塁・堀で細分されていること、4) これらの外郭区画施設は8世紀後半頃にはすでに存在した



第3図 調査区の位置と南郭・東山官衙遺跡の主要遺構

可能性があり、壇の越遺跡Ⅱa期（8世紀後葉～9世紀中頃）にみられる上位段丘縁辺部に沿う築地塀・材木塀等で構成される大規模な区画施設と一体となって、東山官衙遺跡とその周辺を大きく取り囲む一連の外郭区画施設であった可能性が考えられること、などが判明した（第2図、宮城県教育委員会 2007）。区画施設の内部では、昭和54年度に、東山官衙遺跡と沢を挟んだ東側丘陵部に立地する地点で発掘調査が行われ、竪穴住居跡や桁行3間以下の小型建物跡などが検出された。（宮崎町教育委員会 1980）。竪穴住居が主体でこれに少数の小型建物が伴う施設構成は、壇の越遺跡における街区のなかでも縁辺部のあり方に類似する。

2. 遺跡周辺の歴史的環境

前節で述べたように、壇の越遺跡の変遷は3時期あり、時代順に、東山官衙が創建され壇の越遺跡に方格地割が施工された8世紀中葉、壇の越遺跡や早風遺跡で大規模な外郭区画施設が造営された8世紀後葉、外郭区画施設が廃絶し街区における居住施設が著しく減少する9世紀後半である。

東山官衙創建の頃の大崎平野は「黒川以北十郡」と総称される小規模で均一な郡に分割されており、古代陸奥国との北辺に位置し蝦夷と境を接していた。当地域は養老4年（720）の蝦夷の反乱の影響を強く受けた地域であり、反乱を契機に律令国家の辺境支配体制が大きく変化することとなり、その一環として多賀城と大崎・牡鹿地方の城柵・官衙施設の造営や大規模改修が一体となって推進された（熊谷 2000）。この頃、大崎平野北側の丘陵には、政治・軍事拠点として設置された城柵・官衙遺跡が多く認められ、西から東山官衙遺跡、城生柵跡、名生館官衙遺跡、小寺・杉の下遺跡、三輪田・権現山遺跡、新田柵跡などが、陸奥国北辺を画するように約3～7kmの間隔で東西に並んでいたと考えられている（村田 2007）。特に、西端に位置する東山官衙遺跡と城生柵跡については、出羽国側の支配領域の拡大に対応して実施された軍事行動である天平9年（737）の奥羽連絡路建設事業（今泉 2002）に伴い、陸奥国側の基点として一体的に造営・整備されたとする指摘がある（村田 2007）。

その後、8世紀後半には陸奥国側で桃生城や伊治城、出羽国側で雄勝城が造営されるなど、奥羽両国の支配領域が北に拡がることとなる。これらの城柵の造営と国域拡大は、地域本来の居住者である蝦夷社会に動搖が広がる要因となり（岡田 2006）、宝亀5年（774）の蝦夷の桃生城侵略から、伊治公岱麻呂の乱を経て、弘仁2年（811）まで続くいわゆる38年戦争の時代へ突入することとなった（今泉 1992）。この頃に造営された伊治城や桃生城は、造営当初から政府－内郭－外郭という政庁を二重に囲む「三重構造もしくはそれに近い構造」を有していた（村田 2004）。東山官衙遺跡においても土塁や塀、築地塀・材木塀などで構成される外郭区画施設が造営・整備され、国域拡大とそれに対する蝦夷の抵抗という軍事的緊張が高まった情勢のなか、その防御機能を高めていくことになったと考えられている（村田 2007）。

9世紀に入ると、弘仁2年（811）の征夷により38年戦争が終結し、陸奥・出羽両国の軍事的緊張が大幅に緩和され、それに伴って軍備が縮小する（鈴木 2008）。9世紀後半以降には出羽国の大手門の外柵がなくなり規模が縮小することや（秋田県教育委員会 1999）、東山官衙遺跡において外郭区画施設が廃絶しその防御的性格が薄まることとなるのは、こうした背景によるものと考えられる。

第Ⅱ章 発掘調査

1. 調査に至る経緯と調査目的

壇の越遺跡が所在する加美町鳥嶋・鳥屋ヶ崎・谷地森地区は、県営宮崎北部地区経営体育城基盤整備事業（ほ場整備事業）が平成8年度から実施されることになり、これと並行して県道鳥屋ヶ崎・小野田線、柳沢・中新田線の移設・改良工事も実施されることとなった。このため、宮城県教育委員会は、平成8年度には場整備事業の対象区域約1,278,000m²について確認調査を実施し、この結果をもとに関係機関が保存協議を行い、過度の盛り土や切り土を極力減らすよう計画変更した。平成9年度からは、ほ場整備事業と県道改良工事に伴う発掘調査が開始され、平成20年度まで行われている。また、平成14年度から平成16年度、および平成19年度に、国庫補助事業の重要遺跡確認調査事業で宮城県教育委員会が確認調査を行っている。これらの調査の結果、全国的にみて国府より下位の官衙では類例のない方格地割や、築地塀や材木塀、門、櫓で構成される区画施設跡を発見するなど、大きな成果があがっている。

早風遺跡は、昭和54年に農村環境改善センター建設に伴う発掘調査が行われた。その後、平成15年度の分布調査で、以前に調査した地点の立地する丘陵を含めた東山官衙遺跡北～東側の丘陵上において、“土壘状の高まり”と“堀状のくぼみ”をa地点～n地点の14地点で確認した。これを受けて平成17年度および平成18年度に、国庫補助事業の重要遺跡確認調査事業で宮城県教育委員会が確認調査を行い、これらの丘陵上の5地点において土壘と堀で構成される大規模な区画施設跡を発見した。この区画施設は、壇の越遺跡南西部の築地塀や材木塀などからなる区画施設と一体となって、東山官衙遺跡や壇の越遺跡等を大きく取り囲むことが考えられるようになった。

以上のように、東山官衙遺跡の周辺に位置する遺跡群の発掘調査で、官衙の南面には方格地割が施工された街区、北面や東面には堅穴住居や小型建物で構成される居住域があり、これらを塀や土壘等からなる区画施設が大きく取り囲む状況が判明した。したがって、これらの遺跡群の解明は、古代陸奥国の辺境政策を考える上できわめて重要である。

今回の確認調査は、1) 壇の越遺跡の方格地割のなかでも基幹的な役割をもつ南2道路跡について南郭西側の状況を確認すること、2) 早風遺跡で発見した外郭区画施設跡の東辺を確定すること、の2点を目的として実施した。

2. 調査の方法と経過

調査は5月12日に開始した。まず、壇の越遺跡より着手し、目的の1)として、南郭南西隅付近にあたる場所で調査可能な区域に114区と116区を設定した。また、南郭内部の状況を確認するために115区を設けた。調査面積は、114区：48m²、115区：135m²、116区：31m²の計214m²である。調査は、重機（114・115区）と人手（116区）により表土を除去して遺構を検出し、断ち割りは必要最小限にとどめた。

早風遺跡は、5月28日に着手した。目的の2)として、平成19年度のボーリング調査において灰白

色火山灰を確認した地点で調査を行うこととした（o 地点）。o 地点は、n 地点（平成18年度調査）の南、約400mの位置にある（第2図）。斜面中腹にある段状の平坦面で灰白色火山灰を確認した地点を中心に調査区を設定し、人手による表土除去後、遺構を精査した。調査面積は14m²である。

両遺跡ともに、平面図のみ電子平板を用いて作成し、断面図は1/20で作成した。平面図作成にあたっての測量原点の座標値（世界測地系第X系）は以下のとおりである。

壇の越遺跡 : X = -155709.750 Y = -2835.906

早風遺跡 : X = -156322.038 Y = -2074.373

また、写真撮影による記録は35mm一眼レフデジタルカメラ（1,000万画素）および6×7cm判モノクロフィルムを用いた。

6月15日には現地説明会を開催し、73名の参加があった。

3. 壇の越遺跡

(1) 基本層序

114・116区周辺では、基本層序は大別で8層に分けられた（第4・5図）。

第I層：表土・畑耕作土や盛土である。黒褐色や暗褐色のシルトで、厚さは116区で0.2m前後ある。

114区では、堆肥舎建設に伴う盛土が0.2～0.3m前後堆積している。

第II層：黒褐色や暗褐色のシルトで、114区で認められる。厚さは0.1～0.2m前後ある。

第III層：黒褐色シルトで、114・116区で検出したSD5631溝跡はこの層から掘り込まれている。厚さは114区で0.1～0.4m前後、116区で0.1m前後ある。

第IV層：黒色粘土質シルトもしくは黒褐色シルトで、114区や116区の灰白色火山灰ブロックを含む層の上で認められる。114区で検出したSD5619溝跡とSD5632溝跡はこの層の上面から掘り込まれている。厚さは0.1～0.2m前後ある。

第V層：灰白色火山灰（To-a）層である。

第VI層：暗褐色砂質シルトで、116区で認められる。灰白色火山灰ブロックはこの層と第IV層の間で確認できた。厚さは0.2m以下で洪水などにより短期間に形成された水性堆積層である。

第VII層：黒色シルトで、旧表土である。厚さは114区で0.2m、116区で0.2～0.3mある。114区と116区で検出した古代の遺構はこの層から掘り込まれている。

第VIII層：灰黄褐色砂や黄褐色砂質シルトなどで、地山である。その下は浅黄色シルト質粘土である。

(2) 発見した遺構と遺物

①114・116区

114・116区は壇の越遺跡の北部、東山官衙遺跡の南西にあたる。南郭の区画施設である材木堀跡と大溝跡を検出した66区の西側、95区の南側に位置する（第3図）。114区では南郭の区画施設であるSD5601大溝跡南西隅を検出し、ここから約9m西の烟地に設定した116区では、SX2200南2東西道路跡を検出した。

【SX2200東西道路跡】（第4・5図） 116区中央部で東西1.8m分を検出した。東山外郭南門から南

へ約2町離れた位置につくられた東西道路跡である。SD5633が南側溝跡、SD5634が北側溝跡で、前者は2時期の変遷（A→B）が認められる。規模は、SD5633BとSD5634間の側溝心々間距離が4.9m、路面幅が3.7~3.9mである。

B期の側溝の規模は南側溝（SD5633B）が上幅1.2m、下幅0.8m、深さ0.5m、北側溝（SD5634）が上幅1.1m、下幅0.3m、深さ0.6mである。灰白色火山灰は断面や堆積土中では認められなかったものの、北側溝付近において、側溝埋没後に堆積した暗褐色砂質シルト（第VI層）直上で確認することができた。南北側溝とも遺物は出土していない。

【SD5601大溝跡】（第4・5図） 114区で検出した南北に延びる大溝跡で、南北25.9m分を検出した。96区からの検出長は80.3mである。部分的な検出のためこの調査区での規模は不明であるが、深さは最大1.0mある。調査区中央では大溝跡西側壁を確認し、旧表土（第VII層）からほぼ垂直に掘削して、底面から0.4mの高さで幅0.3mの段を設けた段掘りの状況が認められる。調査区南端においてもこの段掘りを確認し、設けられた段が東に折れ曲がることから、この地点が南郭大溝の南西隅にあたるとみられる。これにより南郭大溝の東西長は約215mであることが判明した。堆積土は黒色~黒褐色の粘土やシルト質粘土、粘土質シルトが主体で、すべて自然堆積である。また、上層の凹みには灰白色火山灰（第V層）が認められる。堆積土中から非クロロ調整の土壌器坏（第6図1）や甕、須恵器坏（第6図2）、甕、砥石（第6図3）が出土している。須恵器坏の底部はヘラ切りである。

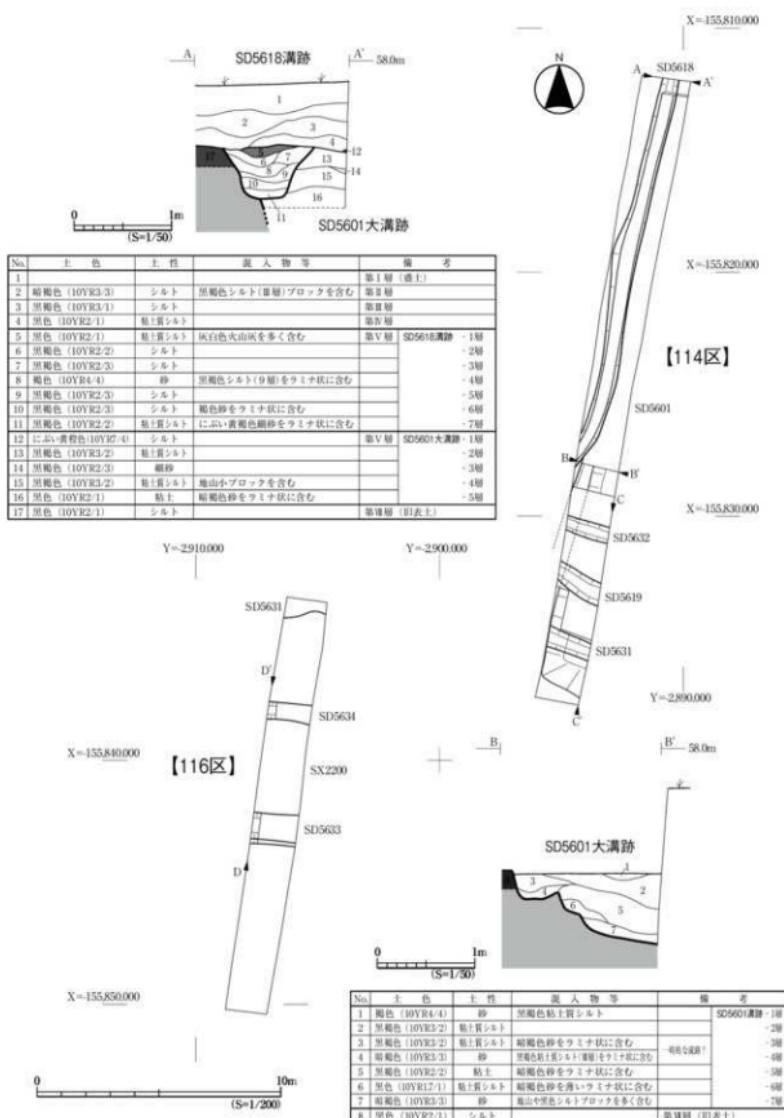
【SD5618溝跡】（第4図） 114区で検出した南北溝跡で、検出長15.9m、方向はN-14°-Eである。SD5601大溝跡より新しく、大溝跡の西側壁にはほぼ沿うように掘り込まれている。上幅0.7~1.0m、下幅0.4m、深さ0.5mあり、断面形はU字形を呈する。堆積土は黒褐色シルトを主体とし、すべて自然堆積である。また、最上層には灰白色火山灰が認められる。95区のSD5610溝跡は本溝跡の北延長線上にあり一連の溝跡と考えられ、その場合、検出長は37.7mである。堆積土中から須恵器壺（第6図4）と甕（第6図5）が出土している。

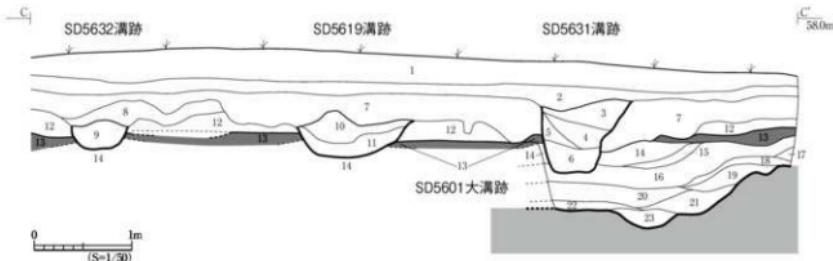
【その他の遺構】（第4図） 114区で3条の東西溝跡（SD5619、SD5631、SD5632）、116区北壁際で1条の東西溝跡（SD5631）を検出した。いずれもSD5601大溝跡より新しく、また、掘り込み面は灰白色火山灰よりも上位である。

②115区

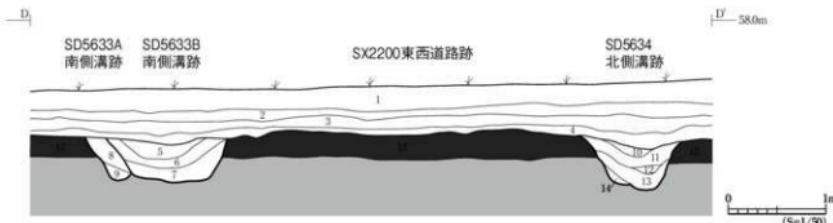
境の越遺跡の北部、67区で検出した南郭内部のSB5000建物跡東側の状況を確認するために115区を設定した。基本層序には、灰白色火山灰や114・116区でみられた旧表土（第VII層）は認められない。遺構堆積土や出土遺物等から古代の遺構は調査区東側で検出したSD5635溝跡1条のみで、これ以外の遺構はすべて近世以降のものと考えられる。ここでは古代の遺構を中心に記述する。

【SD5635溝跡】（第7図） 南北溝跡で、検出長は6.2mである、方向はN-23°-Wで、上幅は1.9mある。平面形を確認するにとどめたため詳細は不明である。堆積土は黒褐色シルトを主体とし、上層に灰白色火山灰が認められる。71区のSD5101溝跡は本溝跡の北西の延長線上にあり一連の溝跡と考えられ、その場合、検出長は43.8mである。灰白色火山灰降灰以前の溝跡であるが、軸線が南郭の区画施設から大きく傾くことや、100区で検出したSD5607溝跡の事例から、洪水等で一時的に形成さ



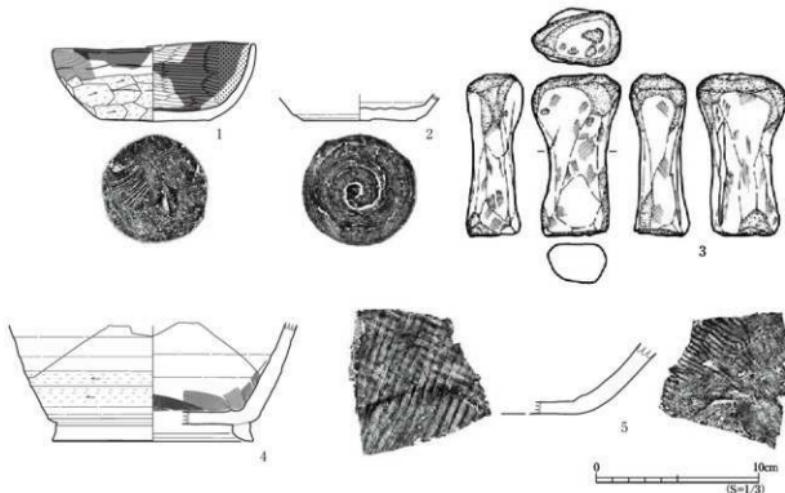


No.	土色	土性	風入物等	層名
1	黒褐色 (10YR3-2)	シルト	小粒を含む	第I層 (表土)
2	にふく黄褐色 (10YR7-2)	砂	黒褐色シルトブロック (4層) や砂をウミナ状に含む	SD5631溝跡 - 1層
3	黒褐色 (10YR2-2)	粘土質シルト	砂粒が均質に混じる	- 2層
4	褐褐色 (10YR4-1)	粘土		- 3層
5	にふく黄褐色 (10YR6-3)	砂	褐褐色粘土をウミナ状に含む	- 4層
6	黒褐色 (10YR3-2)	シルト	小粒・砂粒を含む	第II層
7	褐褐色 (10YR4-6)	砂	小粒を多く含む。黒色粘土質シルトをラミナ状に含む。	SD5632溝跡
8	暗褐色 (10YR3-3)	粘土質シルト	褐色砂・粗砂 (層) を多く含む	SD5619溝跡
9	褐色 (10YR4-6)	砂		- 1層
10	暗褐色 (10YR3-4)	粘土質シルト	砂粒を多く含む	- 2層
11	黒褐色 (10YR3-1)	粘土質シルト	砂粒が均質に混じる	- 3層
12	黒色 (10YR2-1)	粘土質シルト		第III層
13	褐褐色 (10YR3-1)	粘土質シルト	小粒を多く含む。白褐色火成岩ブロックをきわめて多く含む	SD5601大溝跡 - 1層
14	黒色 (10YR2-1)	シルト	砂粒が均質に混じる	- 2層
15	黒褐色 (10YR2-2)	シルト質粘土	褐色砂・粗砂をウミナ状に含む	- 3層
16	黒褐色 (10YR2-2)	粘土質シルト	砂粒が均質に混じる	- 4層
17	黒褐色 (10YR3-2)	粘土質シルト	砂粒を含む	- 5層
18	黒色 (10YR2-1)	粘土	砂粒が均質に混じる	- 6層
19	褐褐色 (10YR3-1)	粘土質シルト	砂粒が均質に混じる	- 7層
20	黒褐色 (10YR2-1)	粘土		- 8層
21	褐褐色 (10YR3-1)	粘土	砂粒が均質に混じる。地山ブロックを少量含む。	- 9層
22	灰褐色 (10YR5-2)	砂		- 10層
23	黒色 (10YR2-1)	粘土	地山ブロックを少量含む	- 11層



No.	土色	土性	風入物等	層名
1	暗褐色 (10YR3-2)	シルト		第I層 (表土)
2	黒褐色 (10YR2-2)	シルト		第II層
3	黒褐色 (10YR2-2)	シルト		第III層
4	暗褐色 (10YR3-3)	砂質シルト	灰白色火成岩ブロックを基層と目視の境界で確認	第IV層
5	黒色 (10YR2-1)	砂質シルト		地山層に対応
6	黒褐色 (10YR3-2)	粘土質シルト	砂粒が均質に混じる	地山層に対応
7	黒褐色 (10YR2-2)	粘土質シルト	砂粒が均質に混じる。地山層・小ブロックを少量含む。	13層に対応
8	黒褐色 (10YR3-1)	粘土質シルト	砂粒が均質に混じる。地山層をわずかに含む。	SD5633A南側溝跡 - 1層
9	黒褐色 (10YR2-2)	砂質シルト	褐色砂をウミナ状に含む	SD5633A南側溝跡 - 2層
10	黒褐色 (10YR2-2)	砂質シルト	褐色砂をウミナ状に含む	SD5634北側溝跡 - 1層
11	黒褐色 (10YR3-2)	粘土質シルト	砂粒が均質に混じる	6層に対応
12	黒褐色 (10YR2-2)	粘土		3層に対応
13	黒褐色 (10YR2-2)	粘土質シルト	砂粒が均質に混じる。地山層・小ブロックを少量含む。	7層に対応
14	黒色 (10YR2-1)	粘土質シルト		古い層の堆積土の可塑性あり
15	黒色 (10YR2-1)	シルト		第III層 (表土上)

第5図 SD5601大溝跡、SX2200東西道路跡



第6図 114区出土遺物

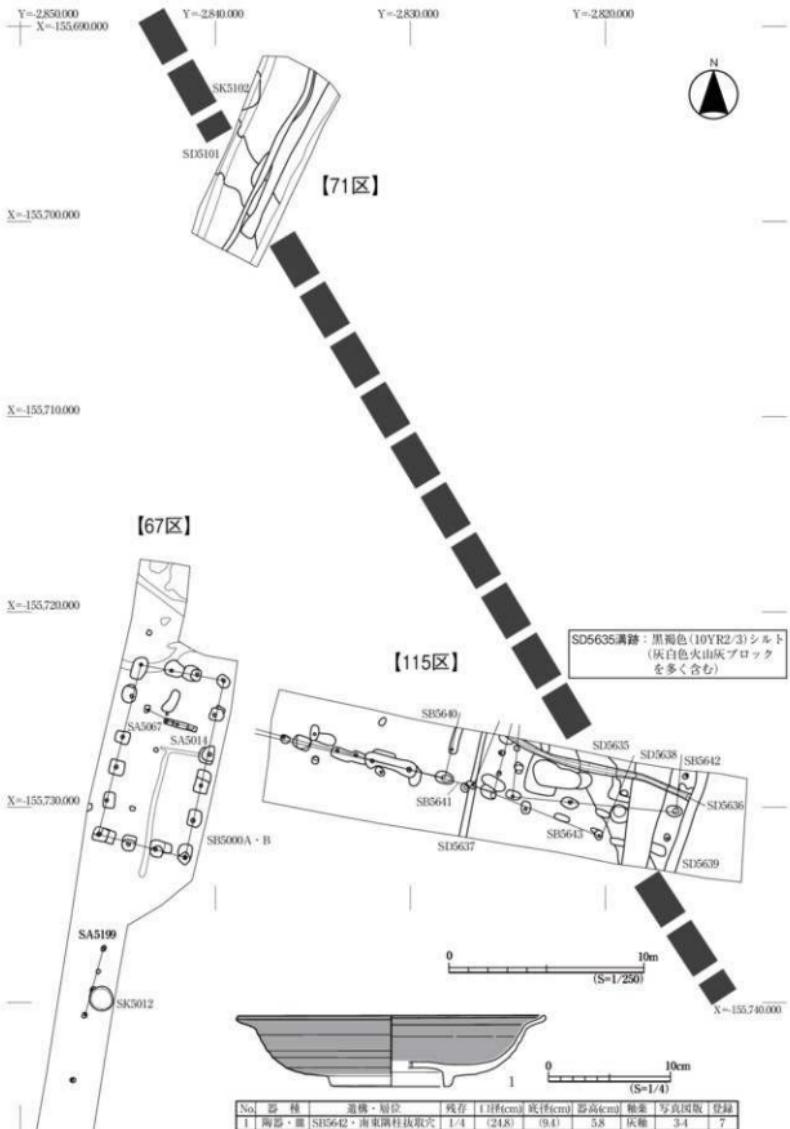
れた流跡の可能性もある。遺物は出土していない。

【その他の遺構】(第7図) 挖立柱建物跡4棟以上、南北溝跡3条および東西溝跡1条、土壙などを検出した。これらはSD5635溝跡より新しく、遺構堆積土が古代の遺構堆積土と異なることや、SB5642建物跡の柱抜取穴から近世陶器(第7図1)が出土したことなどから、すべて近世以降のものと考えられる。調査区西側では、SB5640・5641建物跡の柱穴の掘方が溝状となり、複数の柱痕跡を有するものが特徴的にみられる。

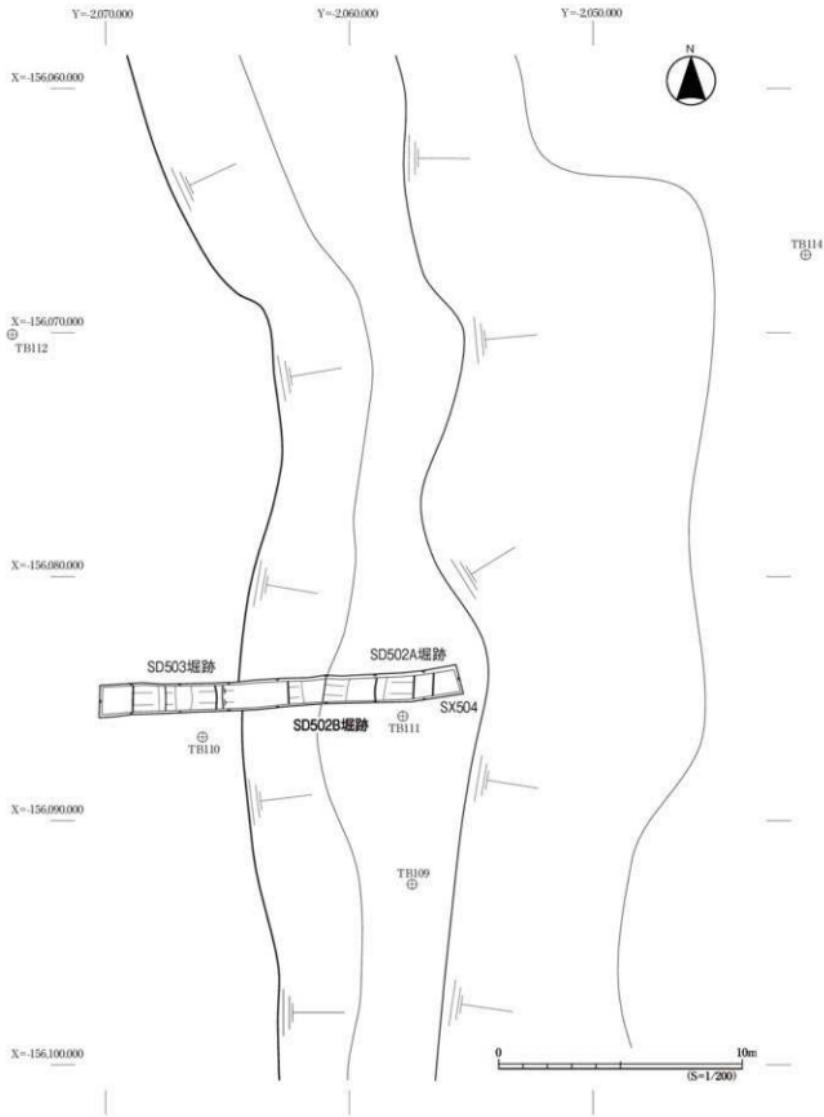
4. 早風遺跡（o 地点）

(1) 調査区の位置

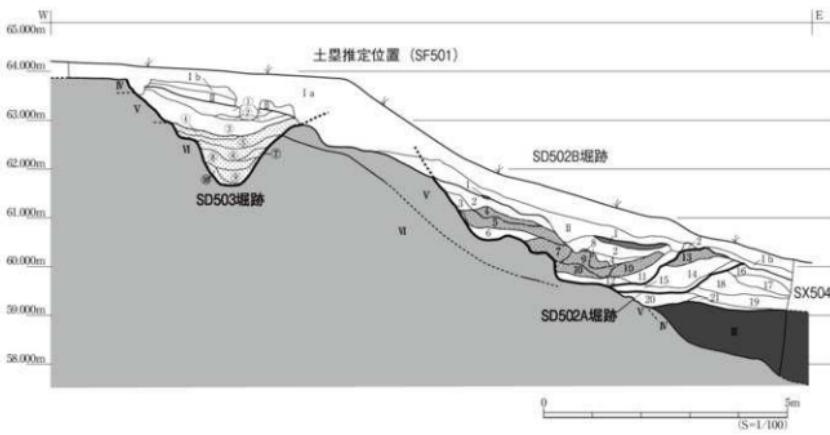
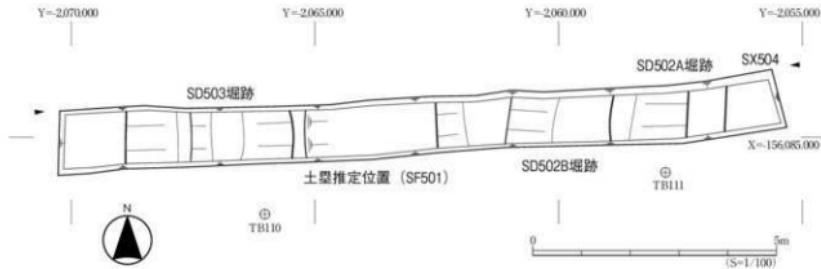
o 地点は、東山官衙遺跡の東側に隣接する丘陵が尾根頂部(d 地点: 平成18年度調査)で分岐して南へ延びる2本の小丘陵のうち、東側小丘陵の南端近くに位置し、丘陵頂部の平坦面から東斜面に立地する。この小丘陵上にはn 地点(平成18年度調査)があり、そこから南へ約400mの位置にある(第2図)。現況は杉林であり、土壙状の高まりや掘状のくぼみはこの地点近辺では不明瞭であるが、東斜面の中ほどに幅約2mの段状の狭い平坦面が確認でき、この平坦面が堀と考えられる(第8図)。なお、平成19年度にこの段状の平坦面でボーリング調査を行った結果、当地点より南側の推定延長線上において灰白色火山灰が確認された。



第7図 115区の検出遺構と出土遺物（平面図：1/250、遺物実測図：1/4）



第8図 o地点調査区と遺構全体図



層	土色	土性	斑入物等	備考	層	土色	土性	斑入物等	備考
I a	灰色 (10YR2/3)	シルト			SX504	16 黒褐色 (10YR2/3)	シルト	V層ブロックを少含む	
I b	暗褐色 (10YR3/3)	シルト			17 黒褐色 (10YR2/3)	シルト	V層ブロックを少含む		
II	黒褐色 (10YR2/2)	シルト			18 黒褐色 (10YR2/2)	シルト	V層細・小ブロックをわずかに含む		
SD502B 堀跡	1	灰色 (10YR2/2)	シルト	III層CBK	19 暗褐色 (10YR3/4)	シルト	V層細・小ブロックを含む		
	2	灰黄褐色 (10YR8/2)	シルト	III層CBL	20 黑褐色 (10YR2/2)	シルト	V層ブロックを含む		
	3	暗褐色 (10YR3/2)	シルト		21 黑色 (10YR2/1)	粘土			
	4	灰・灰褐色 (10YR4/2)	シルト	IV層	22 黑褐色 (10YR2/2)	粘土			
	5	灰・灰褐色 (10YR4/2)	シルト		23 黑褐色 (10YR2/2)	粘土			
	6	黑色 (10YR2/1)	シルト		24 黑褐色 (10YR2/2)	粘土			
	7	灰黄褐色 (10YR6/6)	V層(6層) 黒色シルト(6層)小ブロックを少含む	IV層(6層)	25 明褐色 (10YR3/2)	シルト	V層小ブロックを少含む	上層	
	8	灰黄褐色 (10YR6/6)	V層(6層) 黑色シルト(6層)小ブロックを少含む		26 明褐色 (10YR3/2)	シルト	V層小ブロックを少含む	下層	
	9	黑褐色 (10YR2/2)	シルト		27 黑褐色 (10YR2/2)	粘土	褐色粘土質シルトブロックを含む	人為的土	
	10	明褐色 (10YR6/6)	粘土		28 黑褐色 (10YR2/2)	シルト	N-V層ブロックを含む		
SD502A 堀跡	11	灰黄褐色 (10YR2/2)	粘土シルト		29 黄褐色 (10YR4/4)	シルト	V-N-V層ブロックを含む		
	12	灰黄褐色 (10YR2/2)	粘土シルト		30 黑色 (10YR2/1)	粘土	N-V層ブロックを含む		
	13	灰黄褐色 (10YR2/2)	粘土シルト		31 黑色 (10YR2/2)	シルト	V-N-V層ブロックを含む		
	14	黑色 (10YR2/1)	粘土シルト	IV層	32 黑褐色 (10YR2/2)	シルト	灰・灰褐色 (10YR2/4) 費沢火山灰岩を含む		
	15	暗褐色 (10YR3/3)	シルト		33 黑褐色 (10YR2/4)	粘土	灰・灰褐色 (10YR2/4) 費沢火山灰岩を含む		

第9図 ○地点の構造平面図・断面図

調査区は、丘陵の南端部から約200m北に位置し、ボーリング調査で灰白色火山灰が確認できた地点で、掘を中心には想定される範囲で東西方向に設定した。調査区の幅は1.0m、長さが14.9mで、地形変換点である丘陵端部からの水平距離は西の平坦面部分が5.7m、東の斜面部分が7.2mである。

(2) 発見した遺構と遺物

検出した遺構は堀跡2条（SD502・503）とSX504遺構である。堀跡は丘陵頂部の平坦面と東斜面で1条ずつ検出した。

【SD502A・B堀跡】（第9図） 丘陵の東斜面で検出した。掘り直しが一度認められ（A→B）、B堀跡はA堀跡より西側に位置をずらしてほぼ同じ深さまで掘削されている。

SD502B堀跡は、上幅5.1～5.2m、下幅1.8mあり、深さは現況で1.0mある。断面形は逆台形を呈し、底面から0.5～0.9mの高さで、西側壁に幅0.9mの段が付く。下層に土壌崩壊土とみられる明黄褐色粘土（V層起源）や柳沢火碎流（Nr-Y、VI層：凝灰岩礫を多く含むにぶい橙色の砂など）を含む明黄褐色シルト質粘土の他に、灰黃褐色粘土質シルトなどが堆積し（7～12）、上層には灰黃褐色～黒色シルトや一部に柳沢火碎流を含むにぶい黄褐色シルトなどが堆積している（2～6）。最上層には灰白色火山灰が認められる（1）。すべて自然堆積土である。

SD502A堀跡は、上幅2.8m以上、下幅1.4mあり、深さは現況で0.9mある。断面形は逆台形を呈する。下層に黒色粘土質シルトや暗褐色シルトが堆積し（14～15）、上層にV・VI層ブロックを含む灰黃褐色粘土質シルトが堆積している（13）。すべて自然堆積土である。

遺物は、堆積土から非クロロ調整の土師器有段丸底杯や須恵器盤・甕、縄文土器深鉢が出土している。須恵器盤の底部は回転ケズリによる再調整が施されている。

【SX504】（第9図） SD502A堀跡の東辺は、V層ブロック等を含む暗褐色～黒褐色シルトが主に堆積している（16～21）。検出した範囲が狭いため、堆積状況が人為的なものか自然によるものか断定できない。その下層には、旧表土（III層）、肘折火山灰（Hj-O）を含む明黄褐色砂質シルト（IV層）が堆積している。IV層の上面は東へ急傾斜しているのに対し、III層の上面はほぼ水平である。これらから、SD502A堀跡構築以前に旧表土を削平したと考えられる。なお、遺物は出土していない。調査区の東側については、調査日程や安全面等の都合により調査できず、詳細は不明である。

【SD503堀跡】（第9図） 丘陵端部より西の平坦面で検出した。上幅3.5m、下幅0.4mあり、深さは2.2mで、基盤の柳沢火碎流を掘り込んでいる。断面形はV字形で、底面から0.9mの高さで、西側壁の中ほどに幅0.3mの段が付く。掘り直しは認められないが、堆積土が上層（①～③）と下層（④～⑩）に大別され、下層は底面から1.0～1.4mの高さまで、V層の粘土塊やIV～VI層ブロックを含む褐色シルトや黒色粘土質シルト等で埋め戻されている。このことから土取り穴の可能性が考えられるが、調査区の幅が狭く断定することはできない。上層は暗褐色～黒褐色粘土質シルトが主体で、自然堆積土である。堆積土に灰白色火山灰は確認されなかったが、①層がSD502B堀跡の2層と対応することから、同じく灰白色火山灰降灰以前のものと考えられる。

遺物は、下層から土師器甕、上層から土師器壺（第10図1・2）・甕や須恵器壺（第10図3）・椀・

蓋・壺、縄文土器深鉢などが出土している。土師器はすべて非クロコ調整である。また、遺構確認面で出土した須恵器坏（第10図4）は静止糸切り後、回転ケズリによる再調整が施されている。



第10図 ○地点出土遺物

第Ⅲ章　まとめ

1. 塙の越遺跡

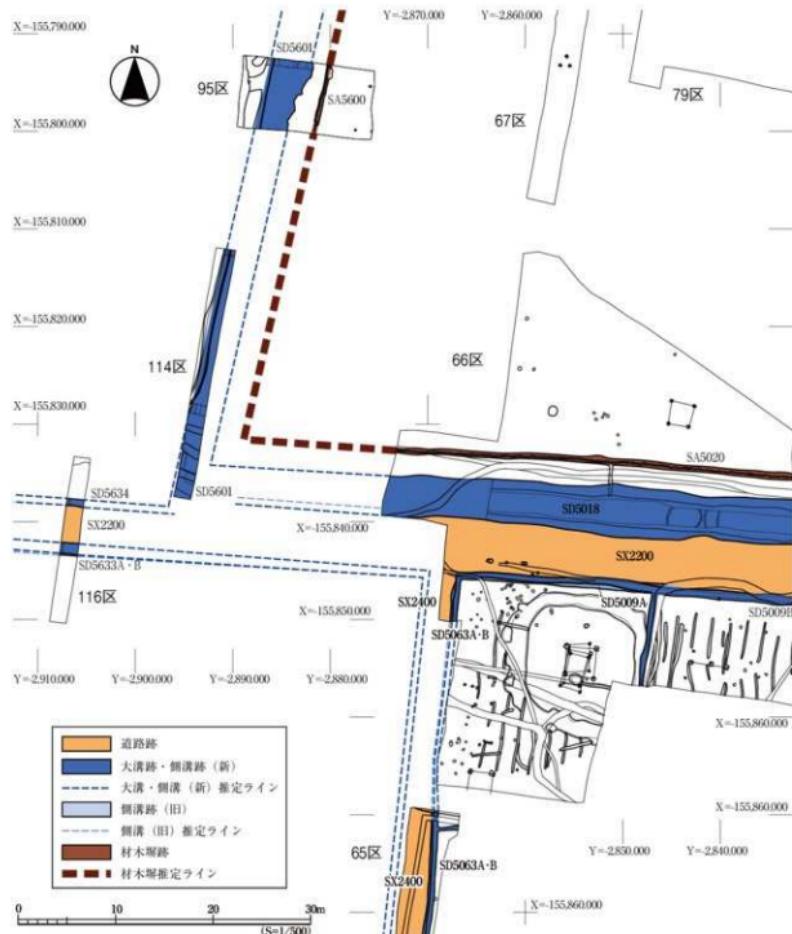
(1) 南郭

東山官衙遺跡のふもとにあり、SX2200南2道路跡北側に位置し、推定地上高3mの材木塀と幅約3mの大溝で囲まれた区画（南郭）は、平成18・19年度の調査で南辺・東辺・西辺の区画施設の様子が判明し（加美町教育委員会 2008b、宮城県教育委員会 2008）、今回の調査で大溝の南西隅を確認した。これらの調査の結果、南郭大溝の規模は東西長約215mであることが確定し、また、大溝南西隅から東山官衙遺跡が立地する台地の傾斜変換点までの南北長が約216mと推定できた。今後は、この南郭区画施設が台地周縁をめぐる築地塀へどのように接続するのか、南郭東辺において確認することが課題である^(注1)。また、南郭内部西側の状況を調べるために115区を調査したが、南郭に関連する遺構は確認されず、南郭南半部に位置する周辺の調査区でも関連遺構がほとんど見られない（加美町教育委員会 2008b・c）。このような、区画内の建物等が散漫な状況は南2道路より南の街区のあり方と大きく異なる。また、南郭内部については、北半部の様相を明らかにすることも今後の課題である。

(2) 南2道路

南郭南西側の116区でSX2200南2道路跡を検出し、南側溝跡は掘り直しが一度(A→B)認められた。B期の側溝心々間距離の道路幅は4.9mで、路面幅は3.7~3.9mある。この東延長線上にある66区で検出した南2道路跡は、道路幅が6.5~7.8m、路面幅が5.0~5.6mあり、今回検出した道路跡は、66区の南2道路跡の道路幅や路面幅と比べてその値が1m程度狭く、大路以外の道路幅・路面幅の範囲内に収まる^(注2・3)。

66区の調査で、南郭正面の南側溝跡は掘り直しが一度(A→B)認められ、B期の規模は上幅0.8~



第11図 南郭南西部周辺 (65区、66区、95区、114区、116区) 模式図

1.0m、下幅0.5m、深さ0.1~0.7mであることが判明した。その年代はB期が9世紀代を中心とし、下限が10世紀頃、A期が8世紀中葉から後葉と考えられている（加美町教育委員会 2008b）。116区では年代を推定する直接的な事例が灰白色火山灰しか確認されなかったものの、SD5633南側溝跡は2時期確認され、掘り直しの位置や規模が66区とほぼ同じであることから、66区と同様の年代が考えられ、南側溝は南郭正面と西側で同様であるとみられる。

南2道路の北側溝については、南郭正面で8世紀後葉に上幅3.0~4.0m、下幅1.5~1.8m、深さ1.0mの大溝が構築された（加美町教育委員会 2008b）。一方で、116区のSD5634北側溝跡は掘り直しが不明だが、上幅1.1m、下幅0.3m、深さ0.6mの規模である。これは大溝の規模と大きく異なり、むしろ南側溝と同様の値を示す。したがって、南2道路の南郭西側部分は南側溝と同規模の北側溝が構築されたことになり、南郭設置後もその位置や規模は変化しない。南郭区画施設の設置に関わらず、南郭西側の路面幅は南郭正面と比べて1m以上狭い状態が続く。この路面幅の違いは、南郭南西隅の周辺が未調査のため不明であるが、現時点では、A) 南郭大溝との接続箇所において鉤の手に曲がり路面幅が拡幅する、B) 南郭正面へ近づくにつれて路面幅が徐々に拡幅される、の2つの案を併記するにとどめておく。

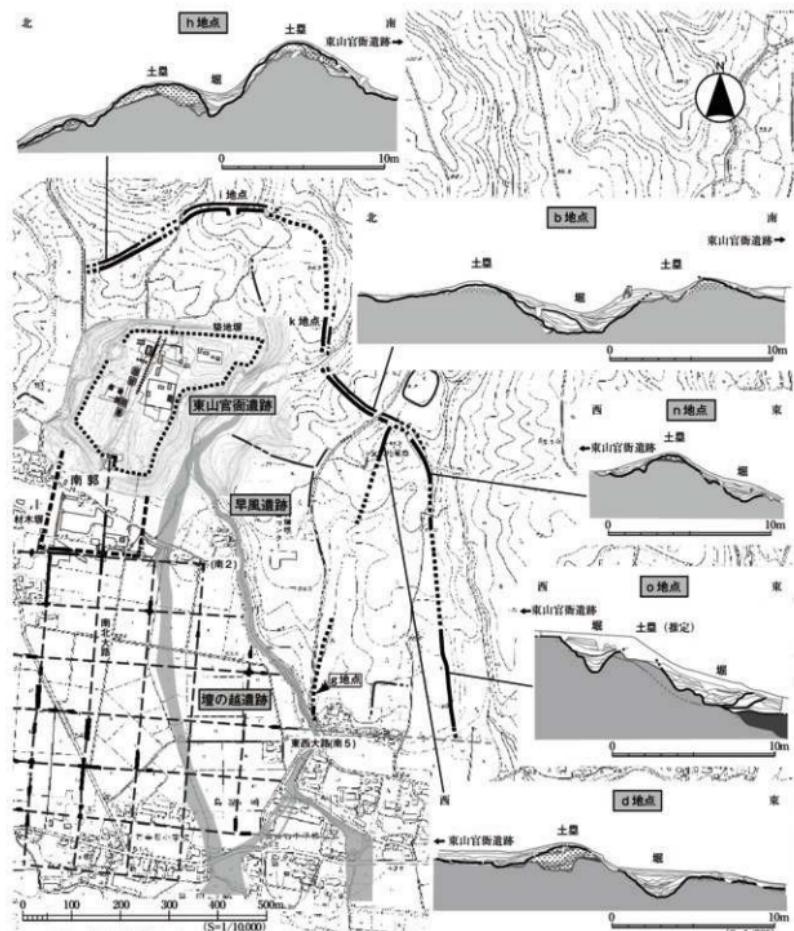
以上より、南2道路は、方格地割の成立当初から南郭正面に当たる部分のみ大路と同じ広い道路であり、南郭は材木塀の有無にかかわらず南の街区と異なる空間利用を目的として施工されたと考えられる。すなわち、南郭の成立は材木塀と大溝で区画された地割Ⅱa期から、地割Ⅰ期に遡ると考えられ、方格地割が存続していた期間全体を通して「南郭」とよぶこととする。今後は、南2道路北側において、南郭とその外側区域との差異を検討することが課題である。

2. 早風遺跡に展開する外郭区画施設

o 地点では、丘陵端部の東斜面と西側平坦面で2条の堀跡を検出した。東斜面のSD502堀跡は2時期（A→B）認められ、さらにそれ以前に土壙または堀が形成されていた（SX504）可能性がある。土壙跡は検出されなかつたが、SD502B堀跡の堆積土には土壙崩壊土とみられる明黄褐色粘土塊があり、n地点と同様に丘陵端部に土壙が想定される（SF501）。西側平坦面のSD503堀跡は唯一、柳沢火砕流まで掘削されており、この柳沢火砕流ブロックがSD502A・B堀跡堆積土に混入している。この混入は、A堀跡の最下層で認められるが、それ以前のSX504の堆積土にはみられないことから、土壙東西の堀跡が共存するのはA堀跡以降とみられる。その場合、外郭区画施設の構造は、東からSD502A・B-SF501-SD503という、土壙1条とその東西の堀跡2条の組み合わせとなる。

当地点と以前に調査した他の地点と比較すると（第12図）、土壙（SF501）の規模が小さいことが特徴としてあげられる。SF501の規模は、基底幅が最大でも2.7mで、以前に調査した地点で土壙の基底幅が最小のn地点と比較しても2m以上狭く、また、両側の堀跡の斜面傾斜度などを考慮に入れてても土壙推定高は高くないとみられ、他の地点より防御性の低い土壙である。ここで、SF501西側のSD503堀跡に着目すると、その規模や断面形がh地点の土壙の間に設けられたSD203堀跡に類似する。したがって、SD503堀跡の西側に土壙が存在し、「2条の土壙・2条の堀」という組み合わせが想定される^(a4)。なお、これ以前のSX504の段階についても土壙と堀で構成される施設が考えられるが、その具体的な構造については現段階では不明である。

早風遺跡の外郭区画施設の年代観は、8世紀後葉以降と考えられている（宮城県教育委員会2007、加美町教育委員会 2008b）。o地点における外郭区画施設の年代は、SD502B堀跡最上層に灰白色火山灰が堆積し、その下層には自然堆積土が厚く堆積していることから、灰白色火山灰降灰との



地点	土塁				堀				全体			標高		斜面傾斜度 (斜面長1m以上の最大値)				
	数	位置	基底幅	高さ	幅	位置	上幅	比高差	高差差	傾斜	最大傾	最小値	~北土塁	~北~東	~東~南	~南~西		
h地点 (新規)	2	西北	5.7m	1.5m	5.7m	13m	1	上急東	28-30m	20m	5.1m	20.2m	75.6m	70.3m	50°	65°	65°	45°
	2	西南	7.6m	3.2m	5.0m	0.8m	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
b地点 (SD0308B)	2	西北	5.8m	0.9m	5.6m	-	1	上急東	39m	29m (3.3m)	21.2m	86.3m	83.0m	-	20°	40°	40°	20°
	2	西南	7.7m	(1.5m)	(5.0m)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
d地点	1	南西	6.0m	(1.6m)	(4.5m)	16m	1	上急東	3.6-39m	(3.2m)	10.1m	89.0m	85.8m	-	-	-	-	-
n地点	1	南西	5.0m	1.5m	1.8m	0.3m	1	上急東	(28-30m)	29m	29m (9.0m)	83.7m	80.8m	-	45°	40°	25°	-
o地点 (SD0308B)	1	南西	2.7m	-	-	-	2	上急東	5.1-5.2m	(3.3m)	4.2m	11.9m	63.8m	59.6m	-	-	-	-
	1	南西	-	-	-	-	2	上急西	3.4-3.5m	(1.6m)	-	-	-	-	40°	50°	30°	60°

* 各法量は平面図・断面図から内計算した数値

第12図 早風遺跡各地点の土塁 (平面図: 1/10,000、断面図: 1/300)

時間差が考えられ、これまでの見解と矛盾するものではない。

今回の調査で、東山官衙遺跡の北～東側丘陵上における土塁と堀からなる外郭区画施設の東辺を確認することができた。その総長は、 h 地点から o 地点までが約1.5km、さらに南の丘陵端部までは約1.7kmになる。これにより、8世紀後葉頃につくられた、東山官衙遺跡南西の段丘上から北～東側丘陵上にかけて巡る大規模な外郭区画施設の範囲は東西1.2km、南北1.4km以上となることが判明した。

今後の課題としては、1) 外郭区画施設の南辺の位置と施設の構造を確認すること、2) 外郭東辺の区画施設の構造を解明すること^{〔註5〕}、3) 外郭北西部の位置と構造を明らかにすること、4) 門や橋といった、土塁に伴う施設の位置と構造を確認すること、などがあげられる。

註1 南郭西辺の北延長線上に位置する台地船部は一部削平を受けているため、旧地形を反映していない。

註2 南北大路や東西大路以外の他の道路跡は道路幅が約3.1～5.1m、路面幅が約2.5～4.3mである（加美町教育委員会 2008b）。

註3 116区の南2道路跡の西延長線上では、西3～西4道路間で道路跡（1区：SD1～SD2間、1区西側：SD527～SD528間）が検出されている（宮城県教育委員会 1998、宮崎町教育委員会 1999a）。116区や66区で検出した道路跡と比べて側溝の規模が大きく、堆積土には灰白色火山灰が認められないという相違点がある。また、1区西側で道路の軸線が北へ振れる状況は他に例がない。これらの点から、西3道路より西側の南2道路跡の調査は今後の課題である。

註4 調査区西端から西へ8mの範囲でハンドオーガーを用いたボーリング調査を行った結果、SD503堀跡の西側は地表面から約0.5～0.9mの深さで地山面がほぼ平坦に続ぐとみられ、土塁本体は残存していない可能性が大きい。

註5 o 地点は調査区の幅が1.0mと狭いため、堀跡の形状や堆積状況が部分的な確認にとどまり、SD503堀跡が土取り穴の可能性を残していること、SX504の東側への延びについて調査日程や安全面等の関係から確認できなかつたこと、などが課題として残った。このため、灰白色火山灰が確認できる、 o 地点より南側丘陵上での東辺の外郭区画施設の状況を確認することが必要である。

【引用・参考文献】

- 秋田県教育委員会 1999 「払田柵跡II」秋田県文化財調査報告書第289集
- 板垣剛夫 1973 「郷土の法令支配とその文化 第二章 奈良時代 第三編 古代」『宮崎町史』pp.140-160
- 今泉隆雄 1992 「律令国家とエミシ」『新版古代の日本⑨ 東北・北海道』角川書店 pp.163-198
- 今泉隆雄 2002 「天平九年の奥羽連絡路開通計画について」『国史談話会雑誌』43 pp.17-38
- 岡田茂弘 2006 「城柵の設置」「古代を考える 多賀城と古代東北」吉川弘文館 pp.85-119
- 加美町教育委員会 2004a 「境の越遺跡V」加美町文化財調査報告書第1集
- 加美町教育委員会 2004b 「境の越遺跡VI」加美町文化財調査報告書第2集
- 加美町教育委員会 2004c 「境の越遺跡VII」加美町文化財調査報告書第3集
- 加美町教育委員会 2005a 「境の越遺跡VIII」加美町文化財調査報告書第5集
- 加美町教育委員会 2005b 「境の越遺跡IX」加美町文化財調査報告書第6集
- 加美町教育委員会 2005c 「東山遺跡Ⅳ - 第8・9次発掘調査報告書 -」加美町文化財調査報告書第7集
- 加美町教育委員会 2006a 「境の越遺跡X」加美町文化財調査報告書第8集
- 加美町教育委員会 2006b 「境の越遺跡XI」加美町文化財調査報告書第9集
- 加美町教育委員会 2007 「境の越遺跡XII」加美町文化財調査報告書第10集
- 加美町教育委員会 2008a 「境の越遺跡XIV」加美町文化財調査報告書第13集
- 加美町教育委員会 2008b 「境の越遺跡XV」加美町文化財調査報告書第14集
- 加美町教育委員会 2008c 「境の越遺跡 - 平成19年度発掘調査概報 -」
- 熊谷公男 2000 「義老四年の蝦夷の反乱と多賀城の創建」『国立歴史民俗博物館研究報告』84 pp.61-90
- 熊谷公男 2004 「蝦夷の地と古代国家」日本史リブレット11 山川出版社
- 熊谷公男 2007 「城柵と城司」『東北学院大学 東北文化研究所紀要』39 pp.1-34
- 鈴木拓也 2008 「戦争の日本史3 蝦夷と東北戦争」吉川弘文館
- 宮城県教育委員会 1997 「境の越遺跡ほか」「舟場遺跡ほか」宮城県文化財調査報告書第173集
- 宮城県教育委員会 1998 「境の越遺跡」「境の越遺跡・念南寺古墳」宮城県文化財調査報告書第177集
- 宮城県教育委員会 2003 「境の越遺跡」「境の越遺跡ほか」宮城県文化財調査報告書第195集
- 宮城県教育委員会 2004 「境の越遺跡」「境の越遺跡ほか」宮城県文化財調査報告書第199集
- 宮城県教育委員会 2005 「境の越遺跡」「境の越遺跡ほか」宮城県文化財調査報告書第202集
- 宮城県教育委員会 2006 「東山官衙遺跡周辺地区」「東山官衙遺跡周辺地区ほか」宮城県文化財調査報告書第208集
- 宮城県教育委員会 2007 「早風遺跡」「早風遺跡ほか」宮城県文化財調査報告書第213集
- 宮城県教育委員会 2008 「境の越遺跡」「境の越遺跡ほか」宮城県文化財調査報告書第217集
- 宮城県多賀城跡調査研究所 1987 「東山遺跡I」多賀城関連遺跡発掘調査報告書第3冊
- 宮城県多賀城跡調査研究所 1988 「東山遺跡II」多賀城関連遺跡発掘調査報告書第12冊
- 宮城県多賀城跡調査研究所 1989 「東山遺跡III」多賀城関連遺跡発掘調査報告書第13冊
- 宮城県多賀城跡調査研究所 1990 「東山遺跡IV」多賀城関連遺跡発掘調査報告書第14冊
- 宮城県多賀城跡調査研究所 1991 「東山遺跡V」多賀城関連遺跡発掘調査報告書第15冊
- 宮城県多賀城跡調査研究所 1992 「東山遺跡VI」多賀城関連遺跡発掘調査報告書第16冊
- 宮城県多賀城跡調査研究所 1993 「東山遺跡VII」多賀城関連遺跡発掘調査報告書第17冊
- 宮崎町教育委員会 1980 「早風遺跡発掘調査報告書」宮崎町文化財調査報告書第3集
- 宮崎町教育委員会 1996 「東山遺跡X」宮崎町文化財調査報告書第7集
- 宮崎町教育委員会 1997 「東山遺跡XI」宮崎町文化財調査報告書第8集
- 宮崎町教育委員会 1998 「東山遺跡II」宮崎町文化財調査報告書第9集
- 宮崎町教育委員会 1999a 「境の越遺跡II」宮崎町文化財調査報告書第10集
- 宮崎町教育委員会 1999b 「境の越遺跡III」宮崎町文化財調査報告書第11集
- 宮崎町教育委員会 2003 「境の越遺跡IV」宮崎町文化財調査報告書第13集
- 村田晃一 2004 「三重城柵構造論」『宮城考古学』6 pp.159-186
- 村田晃一 2007 「陸奥北辺の城柵と郡家」『宮城考古学』9 pp.85-110
- 八木光則 2001 「城柵の再編」『日本考古学』12 pp.55-68
- 柳澤和明 2007 「『玉造柵』から『玉造塞』への名称変更とその比定遺跡」『宮城考古学』9 pp.135-154
- 柳澤和明 2008 「東山官衙遺跡周辺地区的構成と変遷」『芹沢長介先生追悼 考古・民族・歴史学論叢』pp.489-509



1. 壇の越遺跡・早風遺跡・東山官衙遺跡周辺の空中写真（上が北）

国土交通省：国土地理情報局（オルソ化空中写真）
縮尺：約1/15,000



2. 壇の越遺跡114区SD5601大溝跡南西隅（南東から）



3. 114区東壁南側断面（南西から）

図版1



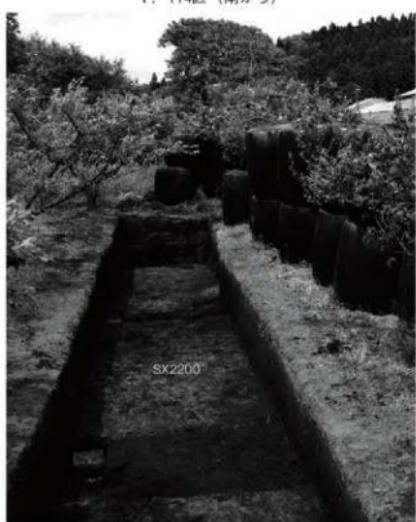
1. 114区（南から）



2. SD5618溝跡断面（南西から）



3. SD5601大溝跡断面（南から）



4. 116区SX2200東西道路跡（南から）



5. SD5633A・B南側溝跡断面（東から）

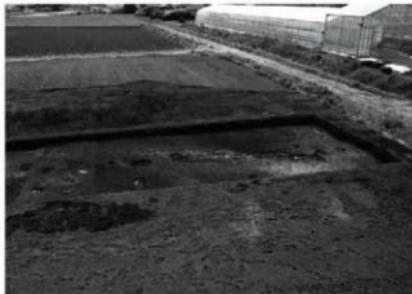


6. SD5634北側溝跡断面（東から）

図版2 墓の越遺跡114・116区



1. 115区東側（北から）



2. 115区西側（北から）



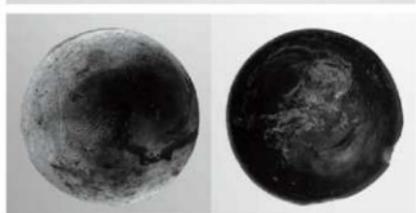
3. 115区（北西から）



4. 115区SB5621建物跡出土近世陶器



7. 114区SD5618溝跡出土須恵器壺



6. 114区SD5601大溝跡出土土師器壺



8. 114区出土須恵器壺（左）・砥石（右）

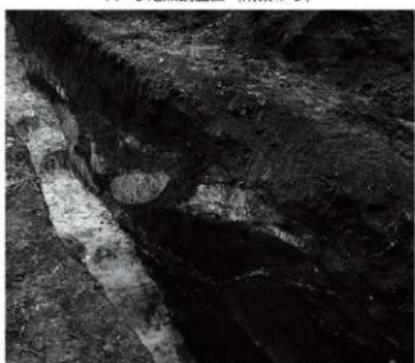
図版3 塙の越遺跡115区・出土遺物（縮尺任意）



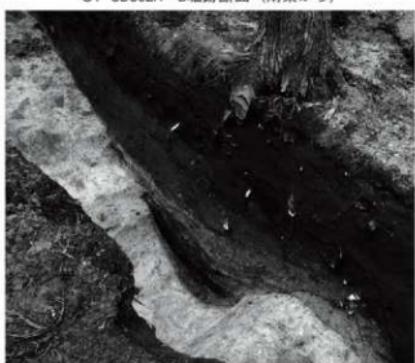
1. ○地点調査区（南東から）



2. ○地点調査区（西から）



3. SD502A・B堀跡断面（南東から）



4. SD503堀跡断面（南東から）



5. ○地点出土遺物（縮尺任意）

図版4 早風遺跡○地点

は 羽 場 遺 跡

調 査 要 項

遺跡名：羽場遺跡（宮城県遺跡地名表登載番号：28015 遺跡記号：R T）

所在地：宮城県加美郡加美町米泉、菜切谷、羽場地内

調査原因：重要遺跡確認

調査主体：宮城県教育委員会

調査担当：宮城県教育庁文化財保護課

後藤秀一 佐藤則之 山田晃弘 須田良平 佐久間光平 村田晃一

佐藤貴志 三好秀樹 尾形祐之 生田和宏 千葉直樹

宮城県多賀城跡調査研究所 天野順陽 吉野 武

加美町教育委員会 齊藤 篤

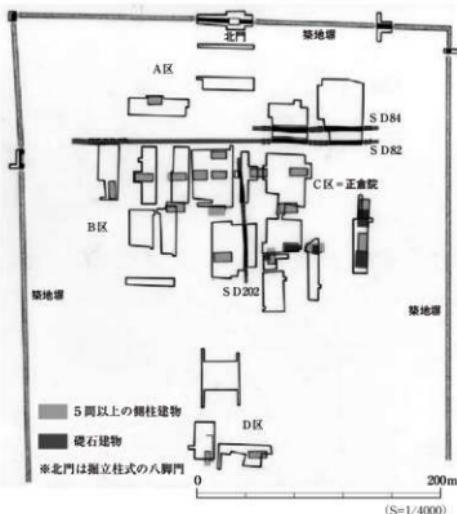
調査期間：平成19年12月10日、平成20年3月25・26日

調査協力：加美町教育委員会

1. 遺跡の概要

羽場遺跡は加美郡加美町米泉、菜切谷、羽場に所在する。大崎平野の西端に位置し、奥羽山脈から分岐して南東に延びる丘陵先端の台地とその南側を東に流れる鳴瀬川・田川左岸の河岸段丘に立地する。本遺跡の南東には、古代の城柵跡である「国史跡 城生柵跡」が隣接する。城生柵跡は、昭和52年から平成9年まで旧中新田町教育委員会によって21次にわたる発掘調査が行われた結果、以下の点が明らかとなった（図版1・2）（村田・吉田2003）。

- ①東西355m、南北370m以上の範囲を築地塀で区画しており、北辺中央には八脚門が設けられた。
- ②内部の北半部は、2条の平行する東西溝と南北溝によって3区に大別される。東西溝は約7m離れて120m以上延びることから道路側溝の可能性がある。
- ③東西溝の南は、南北溝によって東西に分けられる。東側は倉庫が規則的に並び、火災を受けた礎石倉庫の周囲からは炭化した米が多く出土することから、正倉院と考えられる。
- ④南北溝の西側は掘立柱建物を中心に構成されており、桁行5間の側柱建物は東西棟を主体とし、廂付き建物は認められない。また、建物群を囲む堀も未確認である。このため、政庁の位置は不明である。
- ⑤出土した軒瓦の主体は、多賀城創建期における瓦生産活動の最終段階に位置づけられる多賀城分類230・231-660のセットである。
- ⑥東800mにある菜切谷廃寺跡は付属寺院と考えられる。
- ⑦8世紀中葉に創建され、9世紀初頭まで存続した。



図版1 城生柵跡主要遺構配置図
(村田・吉田2003に一部加筆)

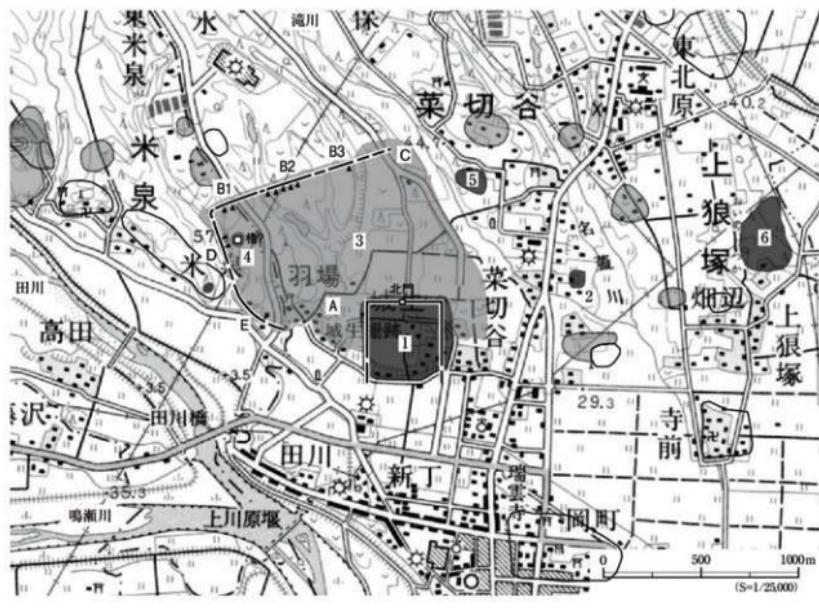


図版2 城生柵跡(上)と東山官衙遺跡(下)
出土の多賀城軒瓦230・231-660

このように遺跡の規模や構造、重要性が明らかとなり、遺跡の保存状態も良好であることから、昭和54年に国史跡に指定されている。

羽場遺跡は城生柵跡の北に隣接して北西方向に広がる遺跡で、地元の研究者である板垣剛夫氏によって土手状高まりと堀状くぼみの存在が指摘されていた（宮崎町史編纂委員会1973）。平成17年に当課が踏査を実施したところ、A・B・C地点で土手状高まりと堀状のくぼみを発見し、とくにB1～B3地点は東西800mにわたって直線状に延びることを確認した。その位置は城生柵の北辺築地塀より0.7km離れているものの、東山官衙遺跡では8世紀後葉の段階で、前面の方格地割や背後の丘陵部を包む新たな外郭区画施設が設けられていることから（壇の越遺跡・早風遺跡）、羽場遺跡の土手状高まりと堀状のくぼみも城生柵に伴う施設の可能性が考えられた（図版3）（宮城県教育委員会2006）。

なお、遺跡周辺の歴史的環境については本書所収の「壇の越遺跡・早風遺跡」を参照していただきたい。



図版3 羽場遺跡の外郭区画施設跡と調査地点、および関連遺跡

2. 調査の目的と方法

今回の調査は、東山官衙遺跡周辺の成果を踏まえ、改めて城生柵跡周辺の踏査を行うことになったものである。調査方法は、地表観察による区画施設跡の確認と堀状くぼみ部分におけるハンドオーガーを用いたボーリング調査による灰白色火山灰の確認である。確認した遺構は縮尺1/25,000地形図に記入するとともに、遺構や土層の状況をデジタルカメラ（1000万画素）で記録した。

3. 調査成果

今回の調査は、前回土手状高まりと堀状くぼみを確認したA～C地点に加え、B地点南西側の台地端部を対象に行った。その結果、A・C地点は遺構の形状や規模が異なり、灰白色火山灰が確認できなかったことから、古代のものではないと考えられた。一方、B・D地点は土手状高まりと堀状くぼみが明瞭に残っており、くぼみ中央部に対してボーリング調査を実施したところ、いずれの場所でも灰白色火山灰を確認することができた。また、E地点は高まりが残っていないものの平坦面下のテラス部分で灰白色火山灰を確認した。したがって、土手状高まりと堀状くぼみは古代の遺構であり、B 3 地点から西へ約800m延びたのち、台地周縁に沿って南へ折れ、さらに南端で南東に向きを変えていることがわかった（図版3）。

【B地点】B地点は城生柵跡から北に700～1000mほど離れた丘陵地にある。土手状高まりと北側に沿う堀状くぼみが1条ずつ、東西800mにわたって認められる。これらは南から入る沢の部分で途切れるため、西からB 1・B 2・B 3 地点と名付けた（図版3・4）。

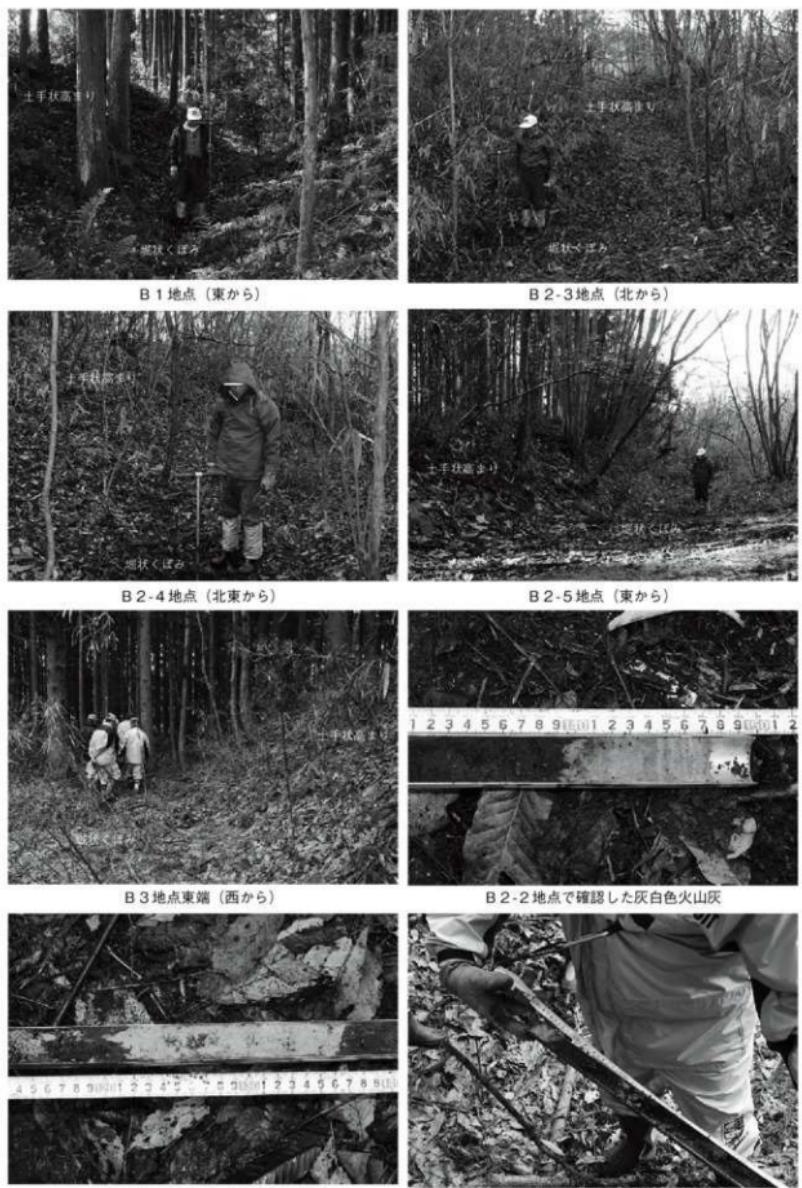
B 1 地点は堀状くぼみの2箇所にボーリング調査を行ったところ、いずれの場所でも深さ1.0～1.2 mで灰白色火山灰を確認した。土手状高まりの高さは2.0m前後あり、堀底面との比高差は残りの良いところで4.0mほどあった。

B 2 地点は中央付近を高压電線が横切ることから、その直下と東西2箇所ずつの計5箇所にボーリング調査を行ったところ、いずれの場所でも深さ1.2～1.4mで灰白色火山灰を確認した（地点名は西からB 2-1 地点、B 2-2 地点……B 2-5 地点とした）。土手状高まりは1.0～2.0mあり、堀底面との比高差は残りの良いところで4.0mほどあった。

B 3 地点は堀状くぼみの1箇所にボーリング調査を行ったところ、深さ1.7m前後で灰白色火山灰を確認した。土手状高まりの高さは2.0m前後あり、堀底面との比高差は残りの良いところで4.0mほどあった。

【D地点】D地点は、城生柵跡の北西隅から830mほど離れた台地端部にある。土手状高まりと西側に沿う堀状くぼみが南北200mにわたって認められる。また、大塚森古墳の西側では堀状くぼみの外側に部分的に高まりが認められる。堀状くぼみの2箇所にボーリング調査を行ったところ、いずれの場所でも深さ0.9～1.2mで灰白色火山灰を確認した。内側の土手状高まりの高さは2.0m前後あり、堀底面との比高差は残りの良いところで3.6～4.0mあった（図版5）。

【E地点】E地点は、城生柵跡の西辺から600mほど離れた台地端部の南西コーナー部分にあたる。土手状高まりは認められなかったが、平坦面より1段降りたところのテラス部にボーリング調査を行ったところ、深さ0.9～1.2mで灰白色火山灰を確認した。



図版4 B 地点の状況



D地点（北から）



D地点で確認した灰白色火山灰

図版5 D 地点の状況

行ったところ、堀の深さは1.1mあり、0.7mほどで灰白色火山灰を確認した。

このほか、A地点とC地点の西側（B3地点の沢を隔てた東側）、および東端について調査を行った。A地点は他地点に較べて土手状高まりや堀状くぼみが分断されて不連続な状態であり、東西の延長線上につながる遺構が認められないこと、灰白色火山灰が認められなかつたことから古代ではないと考えられる。C地点西側は土手状高まり・堀状くぼみとも確認できず、B3地点の延長線上を中心にボーリング調査を行ったものの、灰白色火山灰を認められなかつた。また、C地点東端の南へ鉤形に折れる土手状高まりはB・D地点と高まりの規模や形状が異なり、堀状くぼみで灰白色火山灰が確認できなかつたことから中世以降の屋敷に伴う遺構とみられる。

4.まとめ

A. 羽場遺跡の区画施設跡について

B・D地点は、土手状高まりと堀状のくぼみがセットで認められる。いずれの地点でも堀状くぼみで灰白色火山灰を確認したことから、これらは古代の区画施設跡と考えられる。区画施設跡は北西コーナーが不明瞭で、E地点では土手状高まりが確認できなかつたものの、B1地点の西で台地端部に沿って南に折れ、南端（E地点）では堀状くぼみが南東へ向きを変えることを確認した。その先は城生柵南辺と同じく河川の浸食を受けて不明である。このため、区画施設は土壘とみられる遮蔽施設と堀がセットとなり、西辺や南辺西端付近は台地周縁に沿って設けられたと考えられる。

区画施設は西辺が約550m（B1地点～E地点）で、北辺は約800m（B1地点～B3地点）確認できるが東辺は不明である。C地点の東には滝川という小河川が南流することから、東辺はこれに沿つて設けられた可能性はあるものの、地表観察やボーリング調査で遺構および灰白色火山灰は確認できなかつた。一方、滝川の東には、城生柵付属寺院の菜切谷廃寺跡をはじめ城生柵創建期の瓦葺建物跡が検出された熊野堂遺跡、城生創建期の瓦が出土した出羽通り遺跡など城生柵と関連する遺跡が複数存在することから、区画施設がさらに東へ延びる可能性も考えられる（図版3）。このため、少なくとも滝川の西は区画施設の内部と考えられ、菜地堀で囲まれた城生柵跡の東～北～西を囲むような形

になる。その場合、規模は北辺が1,100m以上、西辺が約550mで、南北は1,000m以上になる。こうした状況は、本遺跡の西4kmに位置する東山官衙遺跡が築地塀で囲まれ、8世紀後葉になると南側の壇の越遺跡、北から東側の早風遺跡を含めた東西1.2km、南北1.4km以上の範囲が築地塀・材木塀・土塁で囲まれるあり方に類似しており（加美町教育委員会2008）、羽場遺跡で発見した土手状高まりは土塁跡（もしくは築地塀跡）、堀状くぼみは堀跡で、城生柵に伴う区画施設と考えられる。

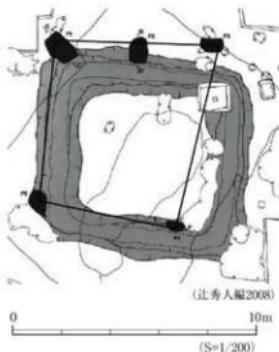
ここで注目されるのが、北西コーナー内側に位置する大塚森古墳の墳頂で発見された2間×1間の1号建物跡である（図版6）。規模は北側柱列が6.8m、西側柱列は6.5mで、方向は西側柱列で測るとN5°Eである。掘方は13m×0.9mの長方形であることから古代の建物跡と指摘されている（辻秀人編2008）。1号建物跡は城生柵外郭線の北西コーナー内側に位置する。壇の越遺跡の外郭南辺では築地塀と材木塀の接点や築地塀の屈折点などに櫓が設けられていたことから（加美町教育委員会2004）、1号建物跡は城生柵外郭線機能時に比高差8mほどの見晴らしの良い高台となっていた大塚森古墳を利用した櫓の可能性が考えられる^(注1)。

羽場遺跡で発見した古代の区画施設跡は城生柵に伴うものと考えられた。従来の城生柵は東西355m、南北370m以上の範囲を築地塀で区画され、その内部に政府が想定されている（村田・吉田2003）。したがって、城生柵は新たに発見した土塁・堀が外郭区画施設で従来の築地塀が内郭区画施設にあたり、施設構成が政府一内郭一外郭となる「三重構造城柵」の可能性が考えられる^(注2)。三重構造城柵は、桃生・栗原・雄勝地域の蝦夷に対する律令支配施設として8世紀後半に新たに創出された。それまで城柵に隣接して営まれた集落が、政府や曹司を囲んだ塀の外側に設けられ、それら全体を外郭区画施設が囲んで城柵と集落が一体になったものである。桃生城や伊治城、払田柵、志波城は創建段階から三重構造で、宮沢遺跡もその可能性が考えられる（村田晃一2004）^(注3)。

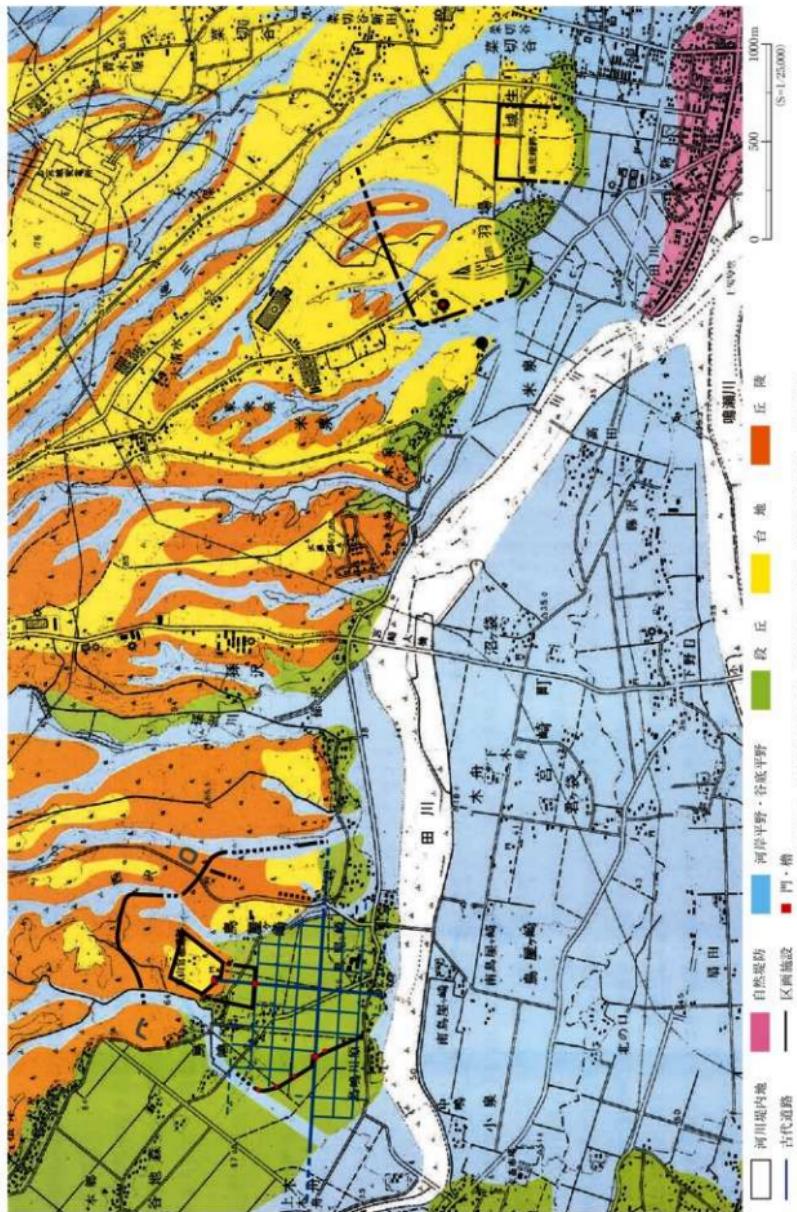
これに対し、8世紀中葉創建の東山官衙遺跡は後葉になって新たに外郭線を設けて三重構造となっている。城生柵は東山官衙の東5kmに位置し、両者は同時期に造営され、創建瓦が多賀城分類軒瓦230・231-660と共に通する。230・231-660がセットで出土する遺跡は城生・東山と城生付属寺院の墓



大塚森古墳（西から）



図版6 大塚森古墳と墳頂平坦面で検出された1号建物跡

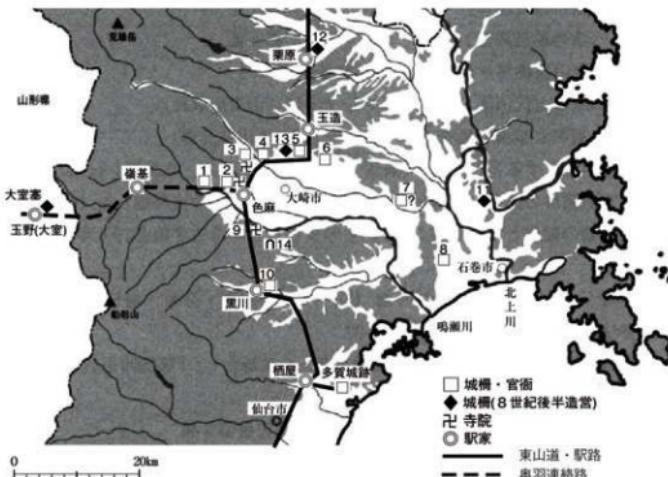


図版7 城生柵跡と東山官衙遺跡の位置、外郭区画施設、方格地割

切谷廃寺跡のみで他にないことから両者の間には強い関係性がうかがえ、城生柵も8世紀後半に三重構造となった可能性が考えられる^(注4)。また、東山官衙に南側には方格地割が施工された集落（塙の越遺跡）が隣接するが、城生柵の場合は地形的な制約から北側に集落（羽場遺跡）が営まれており、そのため集落に向いた城生柵北門は格式の高い八脚門が採用されたと考えられる（図版3）（村田晃一2007）。さらに、これまで検討した城生柵と東山官衙との強い関係性を考慮すれば、羽場遺跡に対して城生柵北門から延びる南北道路とそれに直交する東西道路を基準とした方格地割が施工された可能性が指摘できよう（図版7）^(注5)。

B. 大崎平野北縁に展開する城柵

大崎平野北縁の丘陵端部には、8世紀前半の城柵・官衙が3～7kmの間隔をおいて認められる（図版8）。西から東山官衙－城生柵－名生館官衙－小寺・杉の下－三輪田・権現山－新田柵である。この時期の大崎平野は律令国家の北辺であり、「黒川以北十郡」という均一で小規模な郡として人為的に編成されていた。前述の城柵・官衙は蝦夷との境界を画するように東西に並んでいる。このうち、東山官衙・城生柵・新田柵は1kmを越える範囲を築地塙・土塁・材木塙と堀（大溝）で構成される外郭区画施設が不整形に巡る状況が判ってきている^(注6)。今後は、こうした特徴を踏まえて他の関連遺跡についても外郭区画施設の位置や構造、櫓・門の付設などについて再検討が必要であり、さらに大崎平野北縁を東西に結ぶライン上や新田柵跡より東側の地域での新たな城柵・官衙跡や区画施設跡の発見を目的とした調査を継続的に行っていく必要がある^(注7)。



図版8 宮城県北の城柵・官衙跡・寺院跡と駅路
(村田晃一2007に一部加筆)

- 註1 大塚森古墳の1号建物跡については、東北歴史博物館の佐久間光平氏より教示いただいた。
- 註2 城生柵跡は政府が未発見であるのに加え、官衙ブロックでは建物群や区画施設等の構成、従来の外郭線での門や柵といった施設の検出など、今後に残された課題が多くある。
- 註3 宮沢遺跡は8世紀後半で造営された玉造塞・玉造城の可能性が指摘されている（村田晃一2004ほか）。
- 註4 東山官衙遺跡と城生柵跡は、天平9年（737）の陸奥一出羽柵連絡路建設に伴う陸奥側の起点として一体的に造営・整備されたという見解を示している（村田晃一2007）。その場合、初回の作戦行動の起点である「賀美郡」は東山官衙道路、2回目の「色麻柵」は城生柵跡を指すと指摘されている（今泉隆雄2002）。
- 註5 外郭区画施設で閉まれた部分の平面形は不整な方形で、城生柵の北辺から700m、西辺から650m、東辺から260m離れており、その内部には周知の古代遺跡が5つ含まれていた。さらに、今回の踏査で遺跡範囲外の2箇所から古代の土器が採集されたことから、地元の加美町教育委員会と相談して滝川西側の区画施設とその内部は一つの遺跡として捉え直し、名は大字を探って「羽場遺跡」とすることとした。
- また、城生柵の北側に集落が形成されたのは、南が河川の流路になっていたためと考えられる。これまでの検討から東山官衙と城生柵には多くの共通点があり、両者は一体的に造られたと考えられることから、羽場遺跡の集落には壇の越遺跡のような方格地割が施工されていた可能性を考えておきたい。
- 註6 三重構造となる時期は、東山官衙・城生柵が8世紀後半で新田柵もまた同時代との考えがある（村田晃一2007）。8世紀後半は、桃生城や伊治城の造営によって蝦夷との緊張関係が高まり38年戦争が勃発した時代である。とくに780年に起こった伊豆公倍麻呂の乱は伊治城や多賀城を焼き討ちにした上、その影響は各地に広がって陸奥・出羽两国を大混乱に陥れた（鈴木拓也2004）。こうした事態に備えるため、栗原・桃生地域と接する黒川以北十郡の中でも大崎平野北縁の丘陵に位置する東山官衙・城生柵・新田柵などが隣接する集落をも囲んで拡大強化され、新たに宮沢遺跡が設けられたと考えられる（村田晃一2004・2007）。
- 註7 新田郡の東には小田郡があり、涌谷町上郡・下郡に小田郡家跡を想定していたが（村田晃一2007）、近年、その想定地より東の現涌谷町市街地北側で東西に続く古代の土塁と堀が発見されている（城山裏土塁跡）。

引用・参考文献

- 今泉隆雄 2002 「天平9年の奥羽連絡路開通計画について」『国史談話会雑誌』第43号 pp.17~38
- 加美町教育委員会 2004 「壇の越遺跡V」 加美町文化財調査報告書第1集
- 加美町教育委員会 2008 「壇の越遺跡XV」 加美町文化財調査報告書第14集
- 鈴木拓也 2004 「『征夷』の時代」『秋田市史』第1巻 先史・古代通史編 pp.444~470
- 高橋誠明 2004 「東辺地域における関東系土師器の一様相と出自について」『第32回古代史サマーセミナー資料集』
- 竹谷陽二郎 2008 「大塚森古墳周辺の地形」『東北学院大学論集 歴史と文化』第43号 pp.24~28
- 辻秀人編 2008 「大塚森古墳の研究」『東北学院大学論集 歴史と文化』第43号 pp.1~208
- 宮城県教育委員会 2006 「東山官衙遺跡周辺地区」「東山官衙道路周辺地区はか」 宮城県文化財調査報告書第208集 pp.1~46
- 宮城県教育委員会 2007 「早風遺跡」「早風遺跡はか」 宮城県文化財調査報告書第213集 pp.1~38
- 宮崎町史編纂委員会 1973 「宮崎町史」
- 村田晃一・吉田桂 2003 「城生柵跡の概要」「第29回古代城柵官衙遺跡検討会資料」 pp.171~180
- 村田晃一 2004 「三重構造城柵論」「宮城考古学」第6号 宮城県考古学会 pp.159~186
- 村田晃一 2007 「陸奥北辺の城柵と郡家」「宮城考古学」第9号 宮城県考古学会 pp.85~110

あお つか じょう あと
青 塚 城 跡

調査要項

遺跡名：青塚城跡（宮城県遺跡登録番号：27109 遺跡記号：SW）

所在地：大崎市古川諏訪二丁目

調査原因：宮城県古川黎明中学校・高等学校校舎改築に関わる確認調査

調査主体：宮城県教育委員会

調査担当：宮城県教育庁文化財保護課

菊地逸夫 小野章太郎 初鹿野博之

調査期間：平成20年8月25日～9月16日

調査面積：776m²（調査対象面積：11,000m²）

調査協力：大崎市教育委員会

1. 位置と環境

青塚城跡はJR古川駅の北西約2.3kmに位置し、江合川南岸の標高約21mの自然堤防上に立地する。遺跡の現状は古川黎明中学校・高等学校で、周辺は市街地となっている。

大崎平野には中世の「大崎氏」に関連する城館が多数知られている。青塚城について、17世紀後半に作成された『仙台領古城書立之覚』によると、平城で東西五十二間、南北三十二間の規模を持ち、城主は大崎一族の青塚左衛門佐で、古川彈正の弟とされる。古川彈正は天正年間に、青塚城に隣接する古川城の城主だった人物である。また、安永四年（1775）の『志田郡塙目村風土記御用書出』には、堅八十間・横百十間の規模で、城主は大崎家一族の青塚左衛門尉吉春と伝えられており、城跡は田畠になっていると記されている。

以上のような記述があるものの、詳細については不明な点が多く、現状でも城の遺構などは全く認められない。これまで4度にわたり発掘調査が行われ、城跡の一部と考えられる溝跡や掘立柱建物跡などが検出されているが、城の範囲や構造は明らかになっていない。



第1図 青塚城跡の位置

2. 調査に至る経過と調査方法・層序

宮城県古川黎明中学校・高等学校は、現校舎の老朽化・耐震強度不足に伴い改築が必要となり、平成20年4月に県教育庁施設整備課より青塚城跡とのかかわりについて協議があった。その後、新校舎の位置について協議を重ねた結果、建設候補地の一つとして現校舎の北側グランドが挙げられたため、当該範囲を対象に同年8月25日から9月16日に確認調査を実施した。

調査区は、グランドの使用に影響のない部分に5ヶ所設定し（第2図T1～T5）、調査の結果、T2～T5で溝跡などの遺構が検出された。T1は湿地で、遺構は確認されなかった。調査区の層序は以下の通りである（第3図）。

I層：グランド造成時の盛土、下に暗渠あり、厚さ20～100cm

II層：緑灰色シルト、耕作土か、厚さ20～60cm

III層：明緑灰色粘土、遺構の掘り込み面、厚さ10～30cm

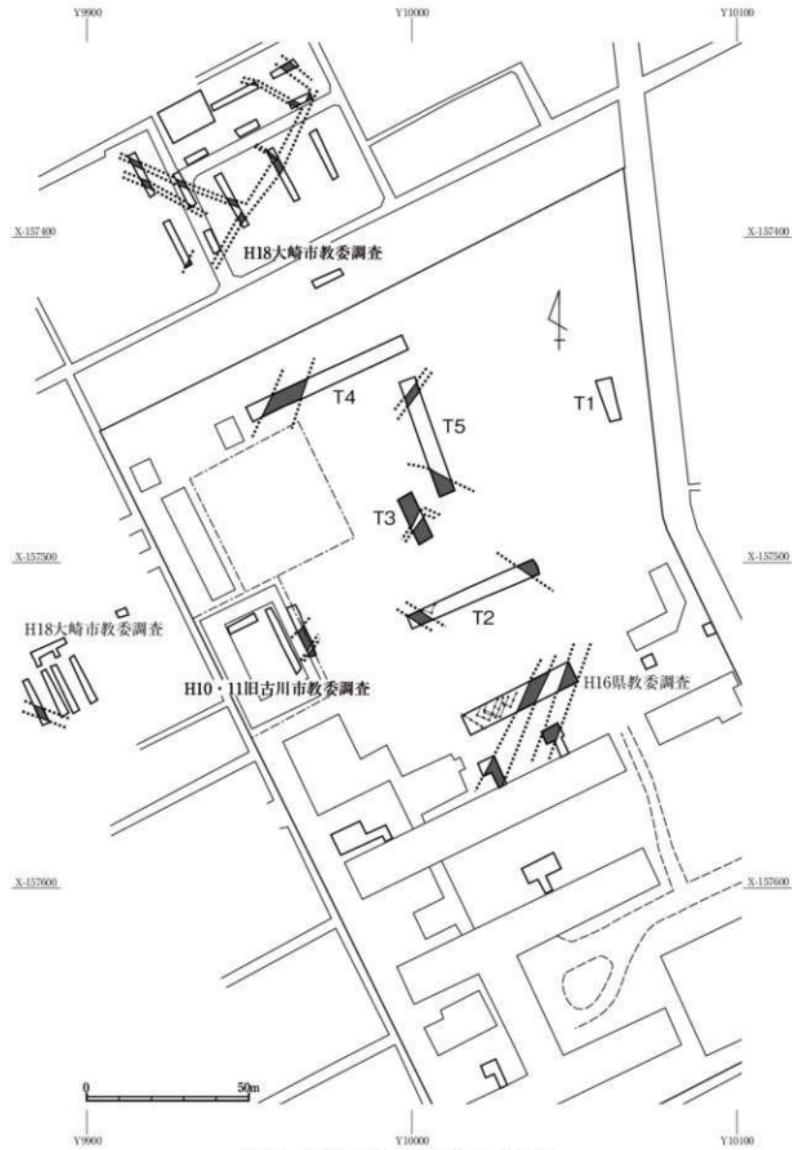
IV層：黒褐色粘土、厚さ10cm程度

V層：灰白色火山灰、部分的に薄く堆積

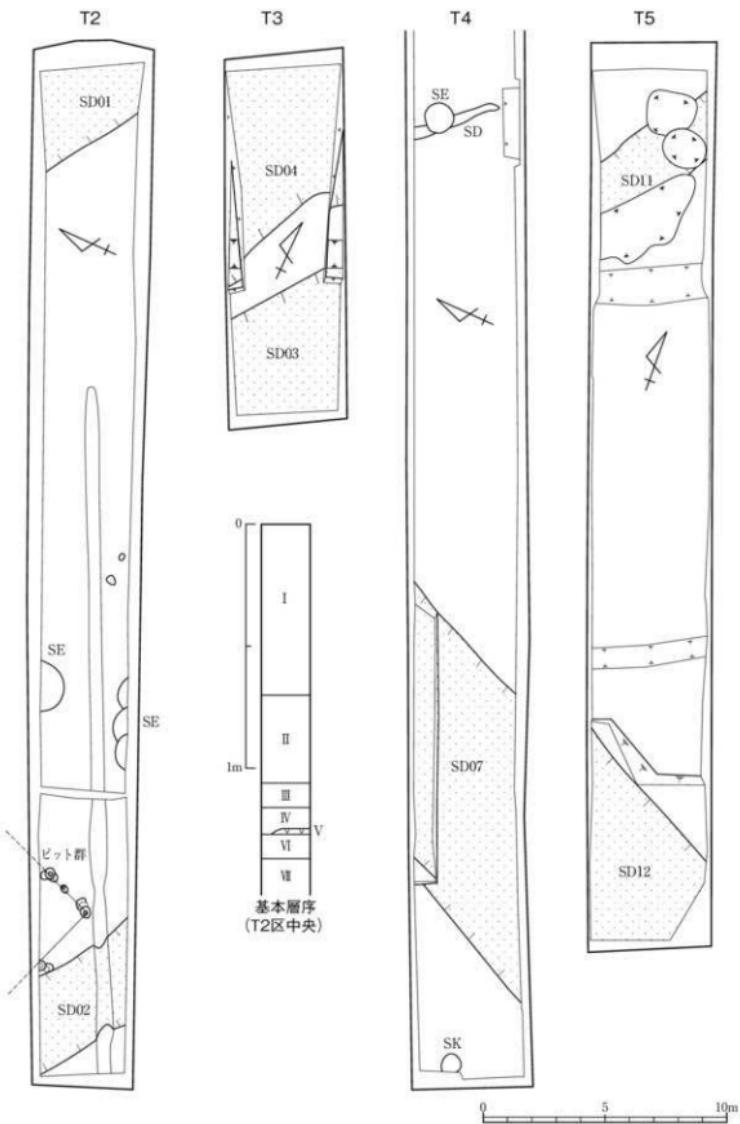
VI層：灰黄褐色粘土、厚さ10cm程度

VII層：にぶい黄橙色粘土、厚さ10～20cm

VII層以降は、北東から南西へわずかに下る傾斜が認められる。また、VII層より下は、グライ化した砂・粘土層が100cm以上続く。



第2図 調査区（T1～T5）の位置（1/1500）



第3図 各トレンチの遺構 (1/200)

調査は重機で表土（I～II層）を除去し、明確に遺構の確認できるIII層ないしはIV層まで掘り下げた後、手作業で遺構検出を行った。遺構は確認にとどめ、電子平板を用いて上端のみの平面図を作成した。

3. 検出遺構と遺物

① 遺構

今回の調査で検出された遺構は、溝跡8条、井戸跡5基、土壙1基、ピット群である。以下、調査区ごとに主要な遺構について述べる。

【T 2の遺構】

溝跡2条、井戸跡2基、掘立柱建物跡1棟が検出された。確認面は、調査区西側ではIII層、中央～東側ではIV層で、いずれも現地表面からの深さは約1.2mである。

〔SD01溝跡〕調査区の東端で溝の西辺のみ検出された。幅は3.5m以上あり、方向はN-58°-Wである。堆積土から中世陶器1点が出土している（第4図1）。

〔SD02溝跡〕調査区の西端で検出された。幅は約3.5mあり、方向はN-58°-Wで、SD01に平行する。

〔ピット群〕調査区西側でピットがまとまって検出された。東西方向・南北方向の柱列がそれぞれ1間分のみだが、ほぼ直交するように並んでいるため、調査区外へ延びる建物跡の可能性がある。南北の柱列の方向はN-20°-Eで、平成16年の調査で検出された建物群と方向が一致している（第2図）。また、2～3基のピットが重複しているため、建て替えがあったと想定される。

【T 3の遺構】

溝跡2条が検出された。確認面はIV層で、現地表面からの深さは約1.2mである。これらの溝跡は、平成10・11年に旧古川市教育委員会が調査した溝跡に統くと考えられる（第2図）。

〔SD03溝跡〕調査区の南半分で溝の北辺のみ検出された。幅は5m以上あり、方向はN-39°-Eである。堆積土は人為的に埋め戻されている。

〔SD04溝跡〕調査区の北半分で、SD03にはほぼ平行して溝の南辺のみ検出された。幅は7m以上あり、方向はN-27°-Eで、調査区の東端で緩やかに南へ曲がっている。堆積土は人為的に埋め戻されている。

【T 4の遺構】

溝跡2条、井戸跡1基、土壙1基が検出された。確認面はIV層で、現地表面からの深さは約1.0mである。

〔SD07溝跡〕調査区西側で検出された。幅は約8mで、方向はN-19°-Eである。調査区北壁際に幅1mのサブトレンチを設定し、0.8mほど掘り下げたが、底面は検出されなかった。堆積土は下部が自然流入土で、ある程度堆積が進んだ時点で人為的に埋め戻されている。

【T 5 の遺構】

溝跡 2 条が検出された。確認面は、調査区北側ではⅢ層（現地表面からの深さ約0.8m）、南側ではⅣ層（深さ約1.0m）である。

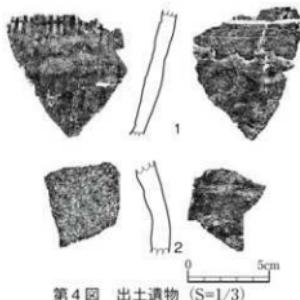
〔SD11溝跡〕調査区北側で検出された。南辺の大部分と北辺の一部が擾乱を受けている。幅は約2.5mで、方向はN-26°-Eである。

〔SD12溝跡〕調査区南端で溝の北辺のみ検出された。幅は5m以上で、方向はN-41°-Wである。SD01と方向が近いため、同一の溝か、あるいはその東側をめぐる溝であろう。また、T 3 のSD04と同じ方向の溝の延長はT 5 では確認されず、SD04の南辺は南へ曲がっていることから、SD04とSD12は一連の溝と考えられる。

②遺物

第4図1・2は中世陶器の壺の体部破片である。1はSD01溝跡の堆積土から出土しており、外面に簾格子状の押印が認められる。2はT 2 の表土から出土したもので、外面に自然釉が付着し、暗赤褐色を呈する。いずれも胎土・成形の特徴などから常滑産と考えられる。

また、その他に小片であるが土師器・須恵器が少数出土しており古代の遺構も存在した可能性がある。



第4図 出土遺物 (S=1/3)

4.まとめ

今回の調査を含め、これまで検出された溝跡・建物跡の多くは、方向がほぼ同じ、あるいは直交する関係にある。よって、これらは計画的に配置された城の一連の施設であり、溝跡のうち規模の大きなもの（SD01・03・04・07・12など）は堀跡と考えられる。

第5図は、明治十九年に作成された地籍図と、これまでの調査成果を対応させたものである。地籍図は正確な測量によるものではないが、長方形の広い畠とそれらを幾重にも囲む細長い水田が作られていることが分かる。これに調査区を大体の推定位置で重ねると、これまでの調査で検出された堀跡と水田の範囲をおおむね合わせることができ、城廃絶後に堀を水田に転用したことがうかがえる。よって、この地籍図に青塚城の構造がある程度反映されていると考えられる。

そのような視点で見ると、平成16年度調査区の西側から本年度調査区T 2周辺にかけて掘立柱建物群が分布し、それらを囲むように堀が二重に巡っており、ここに城の中心部があったと想定される。また、SD07は外側の曲輪を囲む堀の可能性がある。SD02・11など、比較的小規模な溝跡については、曲輪の内部を区画する溝と考えられる。あくまで現時点での想定ではあるが、今回の調査で青塚城の範囲や構造を解明する手がかりを得ることができた。



〈参考文献〉

- 宮城縣史編纂委員會 1954 「風土記御用書出」『宮城縣史』25（資料篇3）
宮城縣史編纂委員會 1970 「仙台領古城書立之覚」『宮城縣史』32（資料篇9）
宮城縣教育委員會 2005 「青塚城跡ほか」宮城縣文化財調査報告第203集
古川市史編さん委員會 2006 「青塚城跡」『古川市史』第6卷 資料I 考古
大崎市教育委員會 2008 「文化財年報I（平成18年度）」大崎市文化財調査報告書第6集

T2-SD01検出状況
(南から)



T2-SD02,ピット群
検出状況 (南から)



T3全景 (南から)



T4全景（西から）



T5全景（北から）



T5-SD12検出状況
(南から)



報告書抄録

ふりがな	だんのこしいせき・はやかぜいせきはか							
書名	壇の越遺跡・早風遺跡ほか							
圖書名								
卷次								
シリーズ名	宮城県文化財調査報告書							
シリーズ番号	第221集							
著者名	須田良平・村田晃一・小野章太郎・初鹿野博之							
編集機関	宮城県教育委員会							
所在地	〒980-8423 宮城県仙台市青葉区本町3-8-1 TEL 022-211-3685							
発行年月日	西暦2009年3月25日							
ふりがな 所取遺跡名	ふりがな 所在地	コード	世界測地系	調査期間	調査面積	調査原因		
	市町村	遺跡番号	北緯	東経				
壇の越遺跡	加美郡加美町 鳥飼・鳥屋ヶ崎	044458	30039	38度 35分 45秒	140度 48分 01秒	2008.05.12 ~06.19	214m ²	重要遺跡確認
早風遺跡	加美郡加美町 鳥屋ヶ崎	044458	30036	38度 35分 41秒	140度 48分 36秒	2008.05.12 ~06.19	14m ²	重要遺跡確認
羽場遺跡	加美郡加美町 羽場・米泉	044458	28015	38度 35分 12秒	140度 50分 54秒	2007.12.10 2008.3.25-26		重要遺跡確認
青塚城跡	大崎市古川 諭請二丁目	042153	27109	38度 34分 51秒	140度 56分 54秒	2008.08.25 ~09.16	776m ²	校舎改築に伴う 確認調査
所取遺跡名	種別	主な時代	主な遺構	主な遺物	特記事項			
壇の越遺跡	官衙関連遺跡 集落跡	奈良・平安 近世	道路跡・大溝跡	土師器・須恵器	南郭西側の南2道路を確認			
早風遺跡	集落跡 官衙関連遺跡	绳文・奈良・平 安	堀跡	土師器・須恵器	東山官衙遺跡の外郭区画施設の東辺を確定			
羽場遺跡	集落跡 官衙関連遺跡	绳文・弥生・古 墳・奈良・平 安	土壘?・堀跡	土師器	城生柵跡の外郭で新たな外 郭区画施設の北辺と西辺を 発見			
青塚城跡	城館	中世	溝跡・井戸跡	中世陶器 土師器・須恵器				
要約	<p>壇の越遺跡では、南郭西側で南2道路跡を確認した。その道路幅・路面幅は大路以外の道路幅・路面幅に近似する。一方で、平成18年度の調査で検出した南郭正面部の南2道路跡の道路幅・路面幅は、ともに大路並みの幅の広さであり、道路のあり方に違いがみられる。南2道路より北側の区域では、南郭部分とその西側で、方格地盤創成当初から空間利用のあり方が異なっていたと考えられる。</p> <p>早風遺跡では、東山官衙遺跡の外郭東辺にあたる0地点で東西2条の堀跡を検出した。土壘本体は残存していないかったものの、2条の堀間に存在していたとみられる。他の地点との比較から、西側の堀のさらに西に土壘が存在し「2条の土壘・2条の堀」の組み合わせの可能性が考えられる。当地点の調査で外郭東辺の位置が確定し、8世紀後葉の外郭区画施設の範囲が東西1.2km、南北1.4km以上となることが判明した。</p> <p>羽場遺跡では、城生柵に伴う新たな外郭施設跡の北辺と西辺を確認した。区画施設は土壘（推定）と堀で構成されており、土壘の高さは残りの良い部分で2m、堀との比高差は4mほどあった。いずれの地點でも堀の堆積土には灰白色火成灰が認められる。区画施設は城生柵から北に0.7~1.0km、西に0.6kmほど離れており、その間は集落が営まれたと考えられる。黒川以北十都域の柵構造を考える上で貴重な発見となった。</p> <p>青塚城跡では、堀跡と思われる大規模な溝跡などの遺構を確認した。これまでの調査で検出された遺構と方向が一致することなどから、計画的に配置された城の一連の施設と考えられる。また、それらを明治時代の地籍団と対応させたところ、堀跡を水田に転用していた可能性が高いことが分かり、城の範囲や構造を知る手がかりを得ることができた。</p>							

宮城県文化財調査報告書第221集

**壇の越遺跡
早風遺跡**ほか

平成21年3月19日印刷

平成21年3月25日発行

発行 宮城県教育委員会
仙台市青葉区本町三丁目8番1号
印刷 株式会社 東北プリント
仙台市青葉区立町24-24
